

S O B U N    V O L . 3 4  
2 0 1 8

明治初年の上野国・武蔵国絵図について  
― 国立公文書館と群馬県立文書館所蔵絵図の検討 ―

鈴木一哉

大正期の『群馬懸史』編纂と史料調査活動  
― 「史蹟史料調査復命書綴」を中心に ―

岡田昭二



# 明治初年の上野国・武蔵国絵図について

## ― 国立公文書館と群馬県立文書館所蔵絵図の検討 ―

鈴木一哉

はじめに

- 一 上野国の国絵図について
- 二 明治初年の国絵図作成について
- 三 国立公文書館所蔵「天保国絵図上野国」（写本）の検討
- 四 村方への明治上野国絵図作製指示
- 五 「上野・武蔵国岩鼻県管轄所村高帳」の概要
- 六 群馬県立文書館所蔵「武蔵国絵図」の概要
- 七 明治初年の武蔵国絵図の作製組織と作製年代
- 八 明治初年の武蔵国絵図の作製目的と残存理由
- 九 明治初年の上野国・武蔵国絵図の作製主体  
むすび

はじめに

本稿は、国立公文書館内閣文庫に所蔵されている「天保国絵図上野国」（縮図写本）と群馬県立文書館に所蔵されている「武蔵国絵図」についてその内容を検討した論考である。両図を一緒に検討するのは、作製された時期が両図とも明治初年と推定され、その作製過程については、直接的にはないが何らかの関連性があると考えられるためである。

まず、群馬県立文書館が過去継続的に上野国絵図の検討を行ってきた関係上（注1）、最初に「天保国絵図上野国」（縮図写本、請求番号・特083―0001…冊次47、以下冊次47とする）から検討を行う。

当該絵図（冊次47）は、国立公文書館のデジタルアーカイブで公開されている徳川幕府が旧蔵し内閣文庫に引き継がれた正式な天保国絵図（清絵図）で同じ書名の「天保国絵図上野国」（請求番号・特083―0001…冊次46、以下冊次46とする）の縮図写本とされている絵図である。

絵図の大きさは、正式な「天保国絵図上野国」（冊次46）が553×508 cmであるのに対して、当該絵図は288×257 cmのサイズである。絵図中に年月日の記載はないが、作成年として天保九年（一八三八）が目録上は記載されている。これは正式な「天保国絵図上野国」（冊次46）が天保九年に作製されたことからの推定と考えられる。当該絵図（冊次47）は国立公文書館では大型絵図のためカラーポジフィルム（4分割）での閲覧となっており、筆者も原図を直接見たわけではなく、このフィルムでの閲覧によって検討したものである。

### 一 上野国の国絵図について

国絵図とは、豊臣政権や徳川幕府が、国家の統率者としての立場から諸大名などに命じて作製させた一国単位の絵図のことであり、通常一国単位の土地台帳である郷帳とセットで提出させた手彩色の大型絵図である(注2)。

徳川幕府による国絵図の全国規模での作製事業は、慶長年間・正保年間・元禄年間・天保年間の計四回が知られている。このうち、正保年間の国絵図作製事業において、国絵図の縮尺などの作製基準の統一がなされ、以後の国絵図作製にあたってはこの正保年間の基準が原則的には踏襲された。ここでは幕府に献上する正式な国絵図の縮尺は「六寸一里」(一里を六寸に縮尺するということ)とされた。つまり約2万1600分の1の縮尺である(注3)。

したがって、上野国絵図の場合、その国域はほぼ現在の群馬県と一致するため、一国を「六里一寸」の縮尺で一枚の絵図で一国を描けば絵図の大きさは5<sup>1</sup>/<sub>4</sub>四方程度になる。

現在までに確認されているこの約2万1600分の1の縮尺で作製された上野国絵図の下図や切図まで含めたリストは以下の四鋪である。

(A) 「上野国寛文国絵図」(前橋市立図書館所蔵)

(大きさ) 366×574 cm

(備考) 酒井家旧蔵。現在の渋川市以北の利根郡・吾

妻郡の北部などが欠けている。年代記載などは無いが内容から寛文年間に作製された上野

国絵図の下図と推定される。

(番号) 酒井1—8

(B) 「元禄上野国絵図」(群馬県立文書館所蔵)

(大きさ) 520×555 cm

(備考) 前橋藩の酒井家が作製を担当し(酒井雅楽頭

の記載がある)、幕府へ献上した絵図の控図と推定される。元禄十五年十二月の作製年月が記載されている。

(番号) P 8710 No. 1

(C) 「天保国絵図上野国」(国立公文書館内閣文庫所蔵)

(大きさ) 508×553 cm

(備考) 本稿「はじめに」で記した徳川幕府所蔵の正式な国絵図であり勘定奉行所旧蔵とされる。

(番号) 特083—0001…冊次46

(D) 「上野国絵図写(9枚の切絵図)」(群馬県立文書館所蔵)

(大きさ) 短冊状の下絵図9枚で、各下絵図の縦(南北)

の長さはまちまちで最大のものが約500 cm 横幅(東西)は約55 cmで一致しており総合計は約554 cm

(備考) 天保国絵図の作製方法は、従来のように各国

の絵図元の大名が清書まで請け負った方法ではなく、元禄国絵図をもとに幕府が作製した下絵図(短冊状の切絵図)に、絵図元の大名

などが訂正事項を示した大小の薄紙を貼って幕府に提出し、それをもとに幕府が清絵図を作製した。本絵図は、天保期の上野国絵図の絵図元藩であった高崎藩松平家と安中藩板倉家のうち高崎藩が天保国絵図作製時の下書きに用いた絵図と推定される。群馬県庁に収蔵されていた絵図である。

(番号) A0384A0G No.2

以上の四鋪の絵図の大きさは、一部欠の部分を推定するなどすれば、いずれも5段四方を超える(群馬県立文書館所蔵の二つの絵図については、閲覧室でのアーカイブズ・ビューアーでの閲覧)。したがって、縮尺としては約2万1600分の1の縮尺で作製された上野国絵図の清絵図や控図や下図や切図である。これ以外にも「上野国絵図」という名称の絵図は多数存在するが、管見の限りでは徳川幕府の正式な国絵図作製基準によつて上野国一國規模で作製された関連絵図で現在確認できるのは右の四鋪である。

このうち(A)(B)(D)の絵図については、詳細な絵図内容の分析論考が存在する(注4)。この大きさの絵図の特徴として、絵図中の「村形」といわれる村名が記載されている小判形の楕円の中に、村名とともに村高の数値が記載されている点が指摘できる。

これら以外の上野国絵図は、正式な大きさより縮小されたサイズの縮図となる。その場合、絵図中の村形の中には、村名は

記載されているが村高の記載がないのが一般的である。幕末段階では木版刷りで刊行された上野国絵図などもあり、その全てを確認することは容易ではないが、例えば、(C)の天保国絵図の清絵図を所蔵する国立公文書館にも、内閣文庫所蔵の中川忠英旧蔵本中の国絵図の中に「正保上野国絵図」の模写図とされる上野国絵図の縮図が存在している(注5)。その絵図の大きさは二分割されているが二枚を合わせた寸法は縦約360cm×横約380cmになる。しかし、同図の村形の中には、村名記載はあるが村高記載はない。

本稿で検討する内閣文庫旧蔵の「天保国絵図上野国」(冊次47)もそのような国立公文書館の内閣文庫所蔵の上野国絵図の縮図のうちの一つである。

当該絵図の検討のきっかけとなった一つは、国絵図研究を精力的に進められている川村博忠氏の『江戸幕府の日本地図』中の「内閣文庫には明治国絵図と考えられる十二鋪が収蔵されている。該当する国は伊賀・伊勢・美濃・上野・越前・越後・播磨・土佐・豊後・肥前・蝦夷であり、伊賀のみ二鋪が存在する」という記述であった(注6)。この記述をもとに国立公文書館の目録を検索したが、明治期の上野国絵図は存在しなかった。そこで川村氏の記述に戻り「明治国絵図と考えられる」とあることから、違った書名の上野国絵図こそが明治期の上野国絵図ではないかと考え、再度検索する中で今回検討する「天保国絵図上野国」(冊次47)にたどり着いた。以下、本稿はこの絵図こそ「明治上野国絵図」であることを紹介することを一つの目的とする。

## 二 明治初年の国絵図作成について

当該絵図（冊次47）が明治時代以後に作製された上野国絵図である可能性については、すでに国立公文書館の長澤孝三氏によって昭和五十九年（一九八四）に指摘されている（注7）。その論考によれば、内閣文庫には国絵図（国図）の下図・縮図と呼ばれているものが十二鋪（これが先に川村氏が明治国絵図とした冊次47を含む十二鋪）あり、それらは天保国絵図の「原図の二分の一の縮尺で調整されたものである」とし、その縮尺率は「明治元年十二月二十四日の民部省達（府県・藩々地図調整方）の別紙中に記載された縮尺率と一致する」とも述べられ、「これら十二鋪は、明治元年の民部省達によって、明治時代以後に作成された国図の可能性が強いと思われる。」と記している。つまり、国立公文書館では当該絵図を含むこれらの下図・縮図十二鋪は天保国絵図の写本縮図ではあるが、その作製は明治時代以後であることは把握していた。

ここで川村博忠氏の先行研究に戻り、明治政府の国絵図作製事業を確認しておく（注8）。

明治元年（一八六八）十二月二十四日に明治政府は、全国の府県（旧幕府領）・諸侯（諸藩）に対して行政官通達をもって管轄区の地図の作製を命じている。この明治元年の布告は二つあり、以下のとおりである（注9）。

第千百三十九 十二月二十四日（沙）（行政官）

府縣へ

先般府縣管轄之地図差出候様相達候處府縣限リニテハ稔卜難取調儀モ可有之依テ各藩領地飛領地共一図最寄府藩縣示合早々取調差出候様相達候間其旨相心得夫々示合取調候様 御沙汰候事

但大凡一里一寸之見図リヲ以テ云々相達候得共小図ニテハ不分明之儀モ有之儀モ有之候間一里三寸之割ヲ以テ取可致事

第千百四十 十二月二十四日（沙）（行政官）

諸侯へ

今般府縣へ別紙之通地図明細ニ取調差出候様相違候處府縣限ニテハ稔卜難取調儀モ有之ニ付藩々領地一図飛領地共色分ニシテ早々取調可差出候事

但府縣へモ兼テ相達置候間最寄府縣示合遺漏無之様可取調候尤御領并他領入交無之藩々ハ差出ニ不及候事




（別紙）

一國図 一枚

但一里三寸ノ見積リヲ以テ取可致事

御料之村々 朱色 宮堂上領之村々 薄色

諸侯領之村々 白 中下大夫上士領之村々 青

社寺領之村々 黄 府縣  城下  村々 

宿駅  関門  社寺  古城跡 

山 青 海湖沼川 浅黄 郡分 黒筋 往来 朱筋

右之通國圖美濃紙裏打ニ認夫々色分合紋ヲ以分明取調早々可差出候事

いわゆる戊辰戦争の最中ではあるが、戦況は新政府側の優位に傾いた時期にあたり、全国支配のための一国単位（「國図」）の地図情報の収集という目的があったと推定される。但し、この明治期の国絵図作製の基準は、江戸時代の正式な国絵図作製の基準と大きく異なる点があった。以下、その概要を川村氏の『江戸幕府の日本地図』の記述から確認すると、以下のとおりである。

江戸時代の国絵図作製の基準と異なっていたのは、一つは旧幕府領の「御料」や「諸侯領」など支配領主別の記載を求めた点である。江戸時代の元禄・天保の国絵図には、領主の領域についての区分はなく、国郡制の原理に基づく郡別の区分で作製されていた。特に「御領并他領入交無之藩々ハ差出ニ不及候事」としているのは、戊辰戦争中に支配領主が錯綜している地域での実際の支配領主の把握に重点が置かれていたことが窺える。

もう一つは、作製の縮尺であり「三寸一里」（一里を三寸の縮尺にするということ）と指示され、これは約4万3200分の1の縮尺になる。つまり、江戸時代の正式な国絵図の縮尺である「六寸一里」（約2万1600分の1）の半分の縮尺でよいとした（絵図の大きさとしては4分の1程度となる）。したがって、この基準に従えば、「明治国絵図」の大きさは、江戸時代の正式な国絵図より小さな絵図となる。

このため、国絵図中に描かれた一村単位の村形（小判形の中に江戸時代の正式な国絵図では村名と村高を記載）の中には、

村名のみ記入して村の石高記載は不要とされたようである。つまり、村形の中には村名のみ記入が求められた（注10）。

上野国絵図の場合でも約一四〇〇を超える村形の中に村名以外に村高も記載し、それを閲覧に供することは絵図そのものの大きさが江戸時代の正式のサイズ程度ないと現実的には不可能である（記載は可能であるが見にくい）。前述したように江戸時代における正式なサイズではなく縮小されたサイズの上野国絵図では、村形の小判形の中には村名のみで村高は記載されていないのが普通である。

明治新政府が命じたこのような絵図の大きさそのものの縮小理由は、必ずしも明らかではない。絵図を閲覧する際の従来の絵図が大きすぎるといふ便宜上の理由は当然推定できるが、そのために各村の村高記載が、絵図上に表現されなくなったといふ描写上の欠点をどのような方法でカバーしたのかという問題が残る。もともと、村形の色分けは江戸時代のもものは郡別に色分けを行っていたが、明治新政府は郡別の色分けではなく、府県・藩・寺社領など領主別に区別するように指示しているのが、先述したように支配領主と支配村落名の関係の明確化のみを求めていると判断するならば、村高記載は必要ないとも言える。

しかし、この時の事業進捗ははかばかしくなかったようである（注11）、明治三年（一八七〇）年六月に民部省より再度、全国いっせいに国絵図の作製を促している。その際の通達は以下の二つである（注12）。

第四百三十 六月（民部省）

今般國絵図新規御改正相成候ニ付各府藩縣共別紙下絵図相渡候間得其意尤右下絵図ハ旧幕府中天保度出来候地図縮写ニテ年曆モ相立變地ニ及ヒ実地ニ不引當廉モ可有之候間篤ト校合ノ上新田並ニ枝鄉村名替或ハ川欠亡所等ニテ相變候場所ハ地形ノ模様ニ至ル迄精細取調可申候尤一國限ノ図面ニ付支配地ノ内府藩縣入会ノ場所ハ其国内ノ府縣或ハ大藩ノ内ニテ総括シ早々取調當省へ可差出候事(別紙略ス)

第四百三十一 六月(民部省)

今般御國絵図一般御改正相成候ニ付各藩ニ於テモ支配地之内飛地有之分ハ同様取調可申所其都度都度相達不申候間其旨兼テ相心得総括之府藩縣ヨリ廻達次第早々取調候様可致候事

このように民部省は通達に合わせて「総括之府藩縣」へ天保國絵図の縮写図を交付している。これを下絵図にすれば、天保以降の変動箇所が修正がしやすくなるとの配慮と考えられる。一國単位の絵図であるため、藩・府県の入り交じる国においては「其国内ノ府縣或ハ大藩ノ内ニテ総括シ」調整して提出するように命じている。

この通達によれば、明治三年(一八七〇)六月時点では、明治元年(一八六八)十二月の場合と異なり、絵図に領主別の区分を入れるようにという指示はなく、「變地」つまり「新田並ニ枝鄉村名替或ハ川欠亡所等ニテ相變候場所」を詳細に描くことを求めている。

川村氏によれば、この通達より一年半を経た明治四年(一八

七一)末ごろまでには、旧陸奥国と旧出羽国の分国(注13)による新設の国を含めた七三カ国の国絵図がほぼ出揃ったらしいとしている。しかし、明治六年(一八七三)五月五日の皇城火災によって、ほかの収集絵図類とともに多くは焼失してしまったと思われるが、内閣文庫には上野国など十二鋪の明治国絵図が焼け残ったと川村氏は推定している(注14)。

### 三 国立公文書館所蔵「天保国絵図上野国」(写本)の検討

検討対象の絵図(冊次47)には、以下の書誌情報がある。

(書名) 「天保国絵図上野国」

(請求番号) 特083-0001

(冊次) 47

(作成年月日) 天保九(一八三八)年

(書誌事項) 写本、天保

(提供媒体) カラーポジフィルム【4分割】

(大きさ) 288×257cm 【縮図】

カラーポジフィルム(4分割×4枚)で閲覧した当該絵図の概要は以下のとおりである。なお、本稿ではフィルムからスキャンしたデータを写真で掲載する。

《写真A》「天保国絵図上野国」(冊次47) 全体図

【全体】《写真A》のとおり江戸時代の正式な国絵図同様に丁



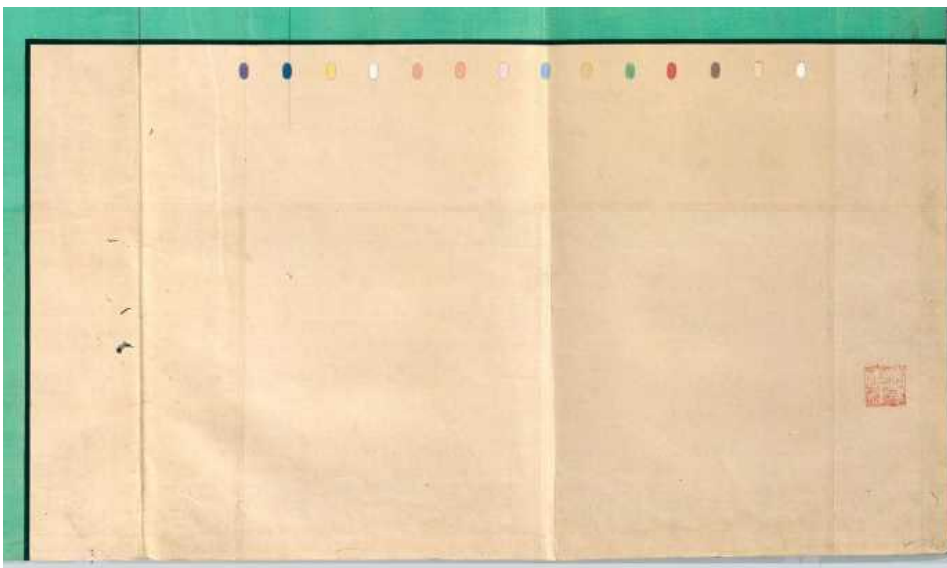
寧に描かれた彩色図である。年代記載は無い。原本は確認して  
いないが大きさは288×257cmとあるので、江戸時代の正  
式な上野国絵図の半分の縮尺つまり三寸一里（約4万3200  
分の1）で作製した絵図と考えられる。絵図を折りたたんだ際  
に見える表題（外題）や印などはフィルムには写っていないの  
で確認できない。



《写真A》「天保国絵図上野国」（冊次47）全体図

《写真B》「天保国絵図上野国」（冊次47）畚紙  
【畚紙】《写真A》の絵図右上（北東隅）に長方形で畚紙部分  
があるが、その中は《写真B》のとおり記載されているのは1  
4郡の郡別の村形（小判形）の色分け（彩色有）の小判形のみ  
で、それ以外は隅に「内務省文庫印」と記されていると推定さ  
れる朱印のみで、文言記載はない。したがって、作製年代や作  
製者は不明である。

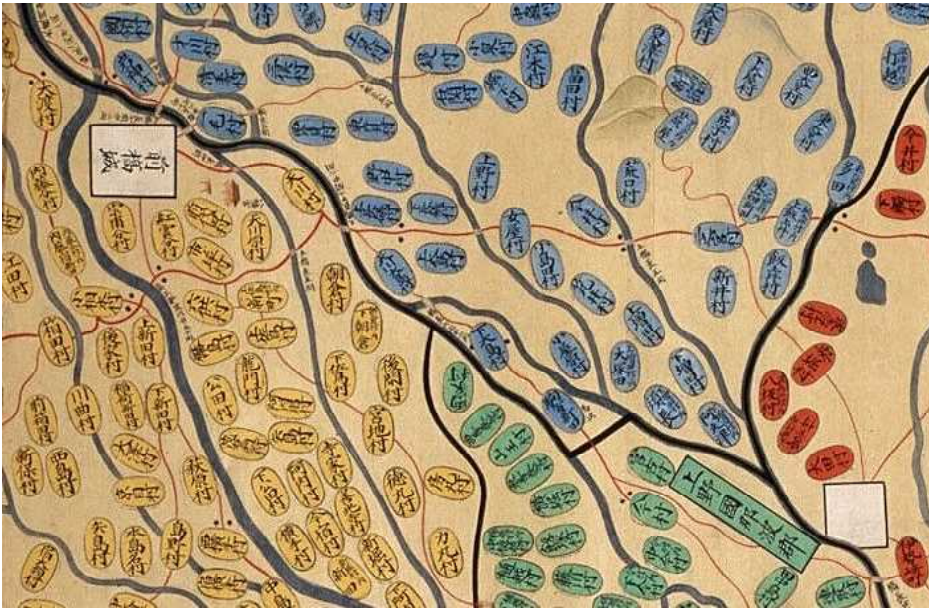
また、この畚紙部  
分に未記入部分が多  
いため完全な完成  
品とはみなせない  
ともいえる。但し、  
朱印中の「内務省」  
は、明治六年（一八  
七三）十一月十日に  
設置された明治政府  
の中央官庁であるた  
め、絵図そのものの  
製作時期もこの朱印  
が押印された明治六  
年十一月以降である  
可能性もあるが、こ  
の朱印がいつの段階  
で押印されたか不明



《写真B》「天保国絵図上野国」（冊次47）畚紙

れたのかは不明である。しかし、本絵図が明治六年五月五日の皇城火災に焼け残った絵図であるとすれば、絵図そのものは明治六年五月以前に作製され、新たに当該絵図を管理することになった内務省が明治六年十一月以降に押印した可能性も考えられる。

《写真C》「天保国絵図上野国」(冊次47) 前橋城周辺



《写真C》「天保国絵図上野国」(冊次47) 前橋城周辺

【村形】絵図中の村形(小判形)には、《写真C》のように郡別に色がわけられ(邑楽郡Ⅱ白色、佐位郡Ⅱ朱色、群馬郡Ⅱ黄色、甘楽郡Ⅱ桃色、山田郡Ⅱ茶色、那波郡Ⅱ緑色、緑埜郡Ⅱ青色、片岡郡Ⅱ白色、多胡郡Ⅱ黄色、碓氷郡Ⅱ薄肌色、吾妻郡Ⅱ肌色、勢多郡Ⅱ薄青色、利根郡Ⅱ薄桃色、新田郡Ⅱ薄黄色)、各村形の中には村名が記載されているが、村高記載はない。

【郡名・温泉・街道・河川・御巢鷹山・国境添書】郡名は長方形の枠内に「上野国那波郡」というように郡名が記載され彩色されているが(郡付)、郡高記載はない。郡境は江戸時代の国絵図同様に黒線で描かれている。主要街道は朱線、河川は紺色、二つの黒点で表現されている一里塚記載や、温泉を紺色で塗った正方形で表現し、中に「湯」という文字を記載しているなどは、正式な天保国絵図と同じ記載である。主要な寺社の建物の絵や河川にかかる橋や船渡しに記載や馬次・御巢鷹山などの記載も天保国絵図と同じ記載である。国境添書の小書記載が多数有るのも天保国絵図と同じである(但し、記載文言の細かい違いについては今回検討していないため、後日検討の要が有る)。

【城・陣屋・古城】城や陣屋については、《写真C》のように黒枠で白く塗られた四角内に「前橋城」「高崎城」「沼田城」「安中城」「館林城」の五つの城については地名+城の記載があった。ただし、領主名の記載は無い。七日市・小幡・伊勢崎(《写真C右下》・吉井については四角の枠組みはあるが地名などの記載は全く無い。古城跡については江戸時代の国絵図同様に岩櫃・大胡・平井・新田の各古城跡の文言と描写がある。

《写真D》「天保国絵図上野国」(冊次47) 横川村周辺



《写真D》「天保国絵図上野国」(冊次47) 横川村周辺

【関所】江戸時代の国絵図と大きく異なるのが、《写真D》の碓氷郡横川村にあった碓氷関所などのように正式な天保国絵図には描かれていた上野国各地に多数あった関所の文言記載と描写が全く無いことである。明治政府による関所の廃止は明治二年正月二十二日である。このため、当該絵図の作製は、明治二年正月以降である可能性が高い。

《写真E》「天保国絵図上野国」(冊次47) 尾瀬沼周辺



《写真E》「天保国絵図上野国」(冊次47) 尾瀬沼周辺

【隣接国名】さらに、異なる点が見られるのが上野国に接する国名である。上野国の隣国については、信濃国(桃色)、下野国(緑色)、武蔵国(黄色)、越後国(朱色)とそれぞれ色分けがされている。正式な江戸時代の上野国絵図では、尾瀬沼周辺で上野国と境を接するのは「陸奥国」(正式な天保国絵図では「陸奥国会津領」と記載されている)であるが、当該絵図(冊次47)では《写真E》のようにその部分の国境添書の小書に「岩代国ニテハ赤安山ト云」「土出村ヨリ岩代国檜枝岐村迄八里三拾町」などと記載されていて「陸奥国」ではなく「岩代国」と記

載されている（色は紫色）。「岩代（いわしろ）」の国は、明治元年十二月七日に新政府が陸奥国を磐城国（いわきのくに）・岩代国（いわしろくに）・陸前国（りくぜんのくに）・陸中国（りくちゅうのくに）・陸奥国（りくおうのくに）の五カ国に分割して創設した国名の一つである（注15）。この記述により、当該絵図の作成は明治元年十二月以降であることは確実と考えられる。

以上、原本の確認はせず、フィルムのみでの調査ではあるが、当該絵図（冊次47）は明治初年に作成された上野国絵図と推定される。その理由を改めて列挙すれば、以下のとおりである。

① 絵図の縮尺が江戸時代の国絵図の二分の一であり、これは明治政府が指示した縮尺であること。

② 明治政府の指示どおり村形（小判形）の中に村名のみで村高の石高記載が一切無いこと。但し郡別の色分けがされているのは、当初明治政府は領主別による領地の色分けを指ししていたが、川村氏の先行研究でも「明治四年に藩が廃止されるまで行政単位の変動があわただしかったためか、そのことは十分守られてはいない。」（注16）と指摘してるとおり、従来の郡別の色分けが採用されたのであろう。

③ 明治元年十二月七日に創設された「岩代国」の国名記載があること。

④ 明治二年正月二十二日に廃止された関所の記載（文言・描写とも）が無いこと。

特に、当該絵図が「明治国絵図」と判断できる最大の理由は③の「岩代国」の国名記載である。これに④の関所記載が無い

ことを考えれば、作製年代の上限は明治二年正月以降となる。

なお、作製年代の下限については、川村氏は先行研究で明治四年末頃には全国の国絵図が出来上がり献上されたとするが（注17）、当該絵図上の「内務省文庫印」とある朱印を絵図作製時のものと判断すれば、明治六年十一月十日以降に作製された絵図という推定も可能である。しかし当該絵図からでは明確には判断出来ない。

以上のような理由から、今回検討した国立公文書館所蔵の288×257cmの「天保国絵図上野国」（冊次47）は明治初年頃作製された上野国絵図と考えられる。正確な作製年代や作製担当者は不明であるが、川村氏の指摘のように明治四年末に明治国絵図がほぼ出揃ったとすれば、上野国の場合は岩鼻県か（第一次）群馬県が明治政府（の民部省あるいは内務省）に、当該絵図か細部を修正した下絵図を提出した可能性が高い。

明治四年七月の廃藩置県の結果、それまで一県（岩鼻県）八藩体制であった上野国は九県体制となり、同年十月二十八日には八県が廃止統合され、館林県と山田・新田・邑楽の三郡を除いて、いわゆる（第一次）群馬県が成立している。

しかし、前述したように当該絵図の罫紙部分は明らかに未完成である。完成間近で作製を止めたような印象が残る。川村氏が指摘した「明治国絵図」と推定される国立公文書館所蔵の上野国以外のいくつかの国絵図をフィルムで閲覧したところ（注18）、全体の描写は上野国の当該絵図と共通の絵図が多く、そして上野国の当該絵図同様に罫紙部分が未完成な絵図が多い。むしろ完成していると評価できる絵図は一つもない。ということ

は同時期に一箇所でこれらの絵図が作製され、なんらかの理由で完成直前に作製が中止された可能性も否定できない。

#### 四 村方への明治上野国絵図作製指示

本章では、先に検討した国立公文書館内閣文庫所蔵「天保国絵図上野国」(冊次47)の作製指示が明治初年に村方に対してどのようななされたのかを、現在まで残されている上野国内の村方文書から確認しておきたい。

なお、これ以降の記述では、論述が混乱しないように便宜上、明治初年に作製されたものと本稿で判断した「天保国絵図上野国」(冊次47)を「明治上野国絵図」と呼び、同じく国立公文書館内閣文庫所蔵の正式な「天保国絵図上野国」(冊次46)を「天保上野国絵図」と呼び区別することとする(なお、この冊次46の画像については国立公文書館デジタルアーカイブからダウンロードさせていただいた)。

明治三年(一八七〇)六月二十二日付で、岩鼻県は上野国絵図の「改正」を以下の通り管轄下の碓氷郡東上磯部村の肝煎名主鎌太郎に指示している(群馬県史収集複製資料H10-14-1近世4 No.212)。

今般御国絵図新規御改正相成候ニ付而者、旧幕中天保度出来之地図年曆も相立、実地ニ不引当廉も可在之間、新田・枝郷村・村名替、或者川欠・亡所等ニて及変地候場所、地形、模様ニ至迄委細ニ取調、有無七月五日迄ニ無相違可届出もの也

岩鼻県

六月廿二日 廳

これをうけて岩鼻県管轄下の各村では、村単位での天保国絵図作製時以降の変更点について岩鼻県に回答をしている。その一つが緑埜郡三波川村の以下の文書(請求番号P8214 No.2808)である。文書の表紙には、表題が「御国絵図御改正御布告ニ付申上候書付」とある。

乍恐以書付奉申上候

今般御国絵図新規御改正相成候ニ付而者、旧幕府中天保度出来之地図年曆も相立、実地不引当廉も可有之候間、新田・枝郷・村名替、或者川欠・亡所等ニ而及変地候場所、地形模様ニ至迄、委細取調可申立旨御布告之趣、承知奉畏候、然ル処天保度已来、新田・枝郷・村名替、或ハ及変地候場所一切無御座候、依之此段奉申上候、以上

御支配所

上州緑埜郡三波川村

明治三千年七月

名主 與一郎

組頭 森吉(印)

百姓代 清重郎(印)

岩鼻県

御役所

このように、明治三年七月の時点で、岩鼻県はその管轄下にあった村々に天保国絵図作製時点との変更点の確認を求め、村

単位でその情報を把握したと考えられる。

また、佐位郡島村では国絵図の「改正」部分についての絵図を岩鼻役所に提出したところ、以下のように岩鼻県から書き直しを命じられた文書が残る（群馬県史収集複製資料H82-15-1近世2 No.30）。

以廻文申上候、御国絵図御改正之儀ニ付、過日御持参之絵図面、昨八日御役所江差上候処、天保度之利根川筋取調地形模様変地ニ相成候場所相談し候様、書直し可差出旨被仰度候間、急速御書直し御持参被下度、奉頼上候、以上

午七月九日

嶋村

肝煎名主

武平代

親類

弥平

前河原・国領・上蓮沼

戸長様付

村変之儀別紙ニ

御認メ御持参

奉願上候

右村々

御役人衆中

午七月九日国領村江継送り申候

国領村名主

庫吉

組頭

国吉

百姓代

八松

戸谷塚村名主

半蔵

組頭

伊三郎

百姓代

伴吉

上蓮沼村名主

平五郎

組頭

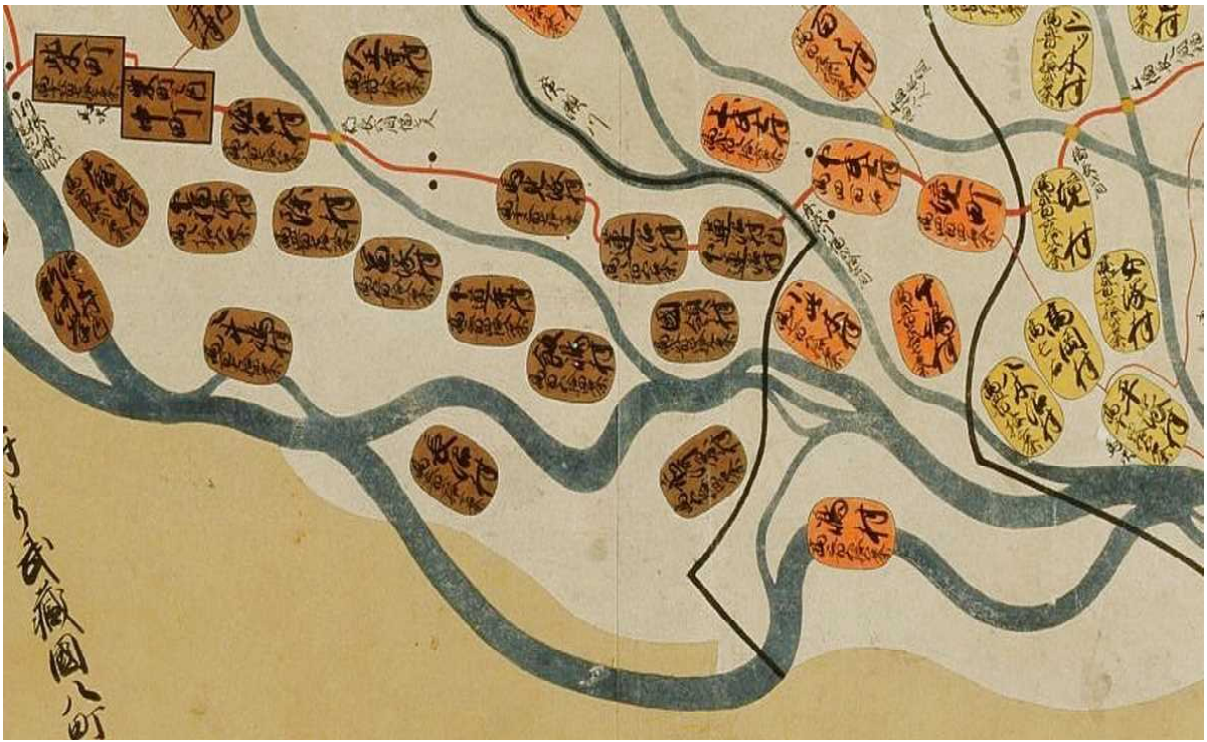
五平

百姓代

文吉

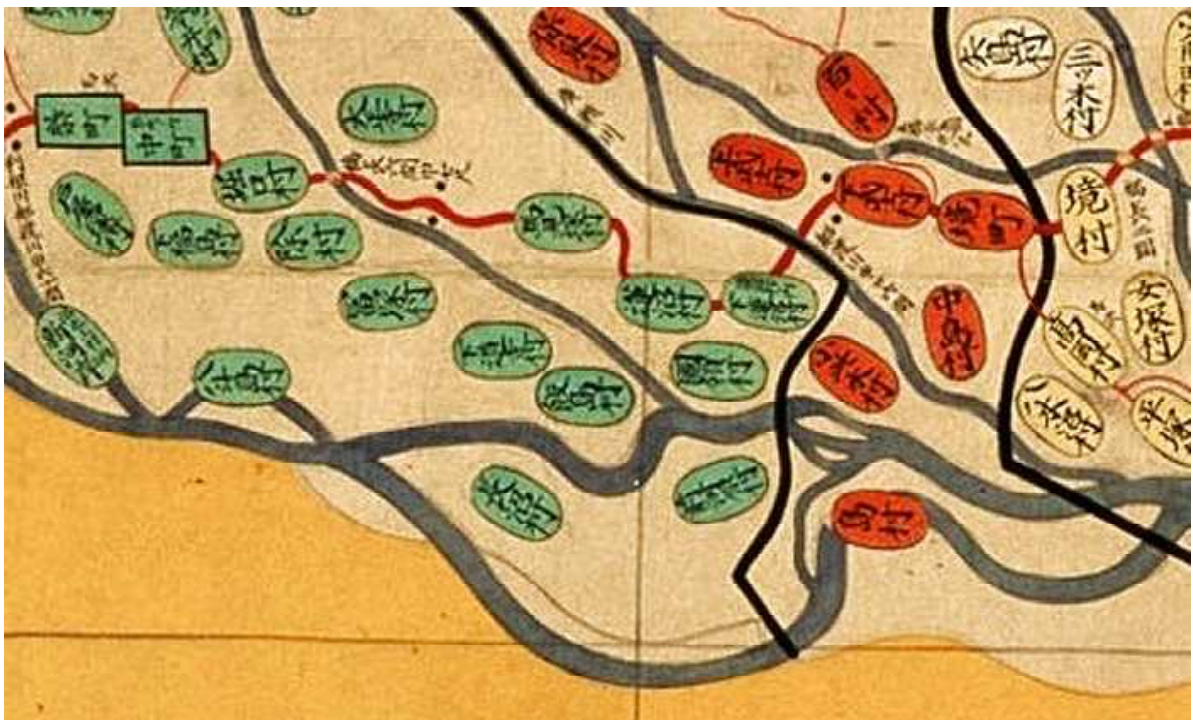
この書き直しの箇所は、どこであろうか。文書中には「天保度之利根川筋取調地形模様変地ニ相成候場所」が問題であることはわかるが、それが具体的にどの部分の描き直しなのかは明示されていないので、正式な「天保上野国絵図」（冊次46）と先に検討した「明治上野国絵図」（冊次47）の当該部分と推定される描写を比較するしかない。

《写真F》「天保上野国絵図」(冊次46) 佐位郡島村周辺



《写真F》「天保上野国絵図」(冊次46) 佐位郡島村周辺

《写真G》「明治上野国絵図」(冊次47) 佐位郡島村周辺



《写真G》「明治上野国絵図」(冊次47) 佐位郡島村周辺

関係する村名は佐位郡島村・那波郡国領村・同郡戸谷塚村・同郡上蓮沼村（絵図上の村形は蓮沼村）の四カ村であり、その付近で《写真F》と《写真G》により二つの絵図で異なった箇所を調べると、正式な「天保上野国絵図」《写真F》では、佐位郡と那波郡の郡境の黒線がその付近の利根川の中州（島村と対岸の国領村と小此木村の間にある二つの中州の内の北側の中州）の一部に掛かっているが、「明治上野国絵図」《写真G》では該当部分の中州では郡境の黒線が中州に掛からないようにやや利根川上流に引かれている点が僅かに異なっている。この部分の書き直しだった可能性があるが、確証は得られない。

このような「天保上野国絵図」（冊次46）との変更点「変地」の確認作業は、明治三年七月に行われている。この時点で岩鼻県は上野国内の「変地」情報を把握していたといえよう。先に検討した「明治上野国絵図」（冊次47）も明治三年のこの時期の「変地」情報を取り入れて作製された可能性が高い。ただし、これらの情報が岩鼻県管内のみなのか、他藩管轄下の上野国全体までに及んでいたのかは不明である。天保国絵図の「変地」情報を求める廻状については、在地に残る村方文書中の「御用留」などを調べると、管見の限りではあるが、岩鼻県以外では各村単位には「変地」調査の指示は出されていなかった可能性も高い。とすれば、「変地」情報の明治三年七月時点での村方レベルでの把握は、岩鼻県管轄内のみということになる。

一方、岩鼻県の管轄の地域は県庁が所在する上野国のみではなく武蔵国北部にも及んでいた。

## 五 「上野・武蔵国岩鼻県管轄所村高帳」の概要

岩鼻県の設立は、慶応四年（一八六八）六月十七日、新政府によって上野国群馬郡岩鼻町（現高崎市岩鼻町）にあった旧幕府の岩鼻陣屋（代官所）跡に設置された。岩鼻代官所が管轄していた上野国・武蔵国の旧幕府直轄領や旗本領を管轄した。

初代知県事は彦根藩士の大音龍太郎であるが明治元年十二月七日に罷免され、後任は丹後国生まれで徳島藩士小室信夫が明治三年五月二十二日まで、その後、明治三年九月二日から明治四年一月十一日まで徳島藩士中島錫胤、明治四年一月十五日から同年十月二十八日まで福井藩士青山貞が知事をつとめ、同年十月二十八日には、（第一次）群馬県が成立し岩鼻県は廃された。青山はその後約一年間群馬県権知事を引き続きつとめる。なお、明治二年十二月には明治四年七月の廃藩置県に先がけて廃藩を申し出た吉井藩の領地も岩鼻県の管轄となっている（認可されるのは翌年正月）。

岩鼻県の管轄の村々が判明する文書としては、群馬県立文書館所蔵の群馬県行政文書の中に、「上野・武蔵国岩鼻県管轄所村高帳」という表題を持つ明治三年の一冊の簿冊が残されている（請求番号A0384A0G No.85）。

江戸時代までの国絵図の作製提出には、通常国絵図と併せて一国単位で郡別に全ての村名と村高を記載した土地台帳ともいべき郷帳も作製され幕府に献上された。しかし、明治国絵図の場合は、その通達には一国単位の郷帳を提出するようという文言はない。ところが、明治三年六月の国絵図新規改正の布



達の三カ月前の明治三年三月に同じ民部省から次のような布達が出されている(注19)。

第二百五十三 三月(民部省)

土族並ニ旧旗下上地ノ儀兼テ御布告ノ通最寄府縣ニ於テ管轄ノ分自然相洩候様ニテハ不都合ニ付天保度御国郷帳写別紙村高書付相渡候間実地へ校合ノ上相違ノ廉夫々掛紙致シ取調ノ上可差出事

但一郡兩縣支配ノ分ハ申合引裂き可差出事

これによれば、民部省は旧旗本領などで明治政府に上知となつた知行地は最寄りの府縣で管轄するように指示していたが、それが洩れてしまう(きちんと管轄されないということだろう)と問題なので、「天保度御国郷帳写別紙村高書付」て各府縣へ渡すので、実際に調査した上で、おそらく修正部分については「掛紙」をして民部省に差し出すように指示している。

いわゆる天保郷帳は天保五年に作製され、現在も国立公文書館内閣文庫に全国の分が収蔵されている。その記載様式は、郡別に郡内の全ての村の村名と村高を記載し、郡の合計村数と郡高が記され、最後に一国単位の村数と国の石高が記されている。ただし、この天保郷帳には各村の領主名は記されていない。

当館所蔵の「上野・武蔵国岩鼻縣管轄所村高帳」という表題を持つ明治三年の一冊の簿冊こそ、先の明治三年三月の布告で民部省から岩鼻県へ渡された「天保度御国郷帳写別紙村高書付」を使って明治三年三月前後の岩鼻県管轄の上野国及び武蔵国の

村名村高を書き上げた帳簿と推定される。

簿冊の本文最初の頁には、次のように記載されている。

上州群馬郡

一 高四百拾弍石五斗八升八合	岩鼻町
一 高百九拾七石九斗弍升弍合	臺新田
一 高九百弍拾弍石五斗八升五合	矢中村
一 高五百九拾五石壹斗壹升壹合	下瀧村
一 高弍拾九石七斗	瀧村

以下、天保郷帳と同じように郡別に村高と村名が記載されていく。明治二年十二月には吉井藩は廃藩を申し出てその領地は岩鼻県に上知されるが、その部分の村については、以下のような記載となっている。

一 高五百三拾七石五斗三升五合	皆吉井上知	矢田村
一 高八百七拾三石九斗三升	皆吉井上知	多比良村
一 高三百弍拾九石三斗三合	皆吉井上知	下日野村
一 高弍百七拾壹石七斗三升	皆吉井上知	上日野村
一 高百七拾九石六斗三升三合	皆吉井上知	中嶋村

「皆吉井上知」となっている箇所は朱書で記載されている。民部省に提出した正本では、この朱書部分を「掛紙」にして出したと考えられる。

さらに、巻末には貼紙ではあるため正確な記載年月日は不明

であるが「惣合三拾三万四千三百九拾三石壹斗壹升五合壹勺才」と岩鼻県管轄の上野国と武蔵国の管轄総石高が記載されている（なお、国別の総石高としては貼紙ではあるが上野国が「 $\beta$ 五百五拾ケ村」で「合高貳拾万八千五百九拾五石六斗貳升七合八勺才」、武蔵国が「 $\beta$ 貳百八十九ケ村」で「合高拾貳万五千八百三拾五石貳斗八升六合」とあるが、この両国分の合計数値は先の「惣合」分とは一致しない）。

その左横には「群馬郡三十二ケ村」以下、「那波郡二十二ケ村」・「碓氷郡二十七ケ村」・「多胡郡二十五ケ村」・「甘楽郡八十五ケ村」・「山田郡三十七ケ村」・「勢多郡十二ケ村」・「利根郡六十八ケ村」・「吾妻郡八十九ケ村」・「佐位郡二十四ケ村」・「新田郡八十七ケ村」・「緑埜郡四十四ケ村」そして「 $\beta$ 五百五十ケ村」と上野国内分の岩鼻県管轄村数の総計が記載されている（「邑楽郡」分は貼紙で消されている。これは明治四年七月の廃藩置県によって邑楽郡域が館林県の管轄となり、同年中に栃木県と合併した一連の動きと関係があると推定される）。

さらに、その左横には「児玉郡六十六ケ村」・「榛沢郡七十ケ村」・「幡羅郡五十四ケ村」「賀美郡二十八ケ村」・「那賀郡十三ケ村」・「秩父郡五十八ケ村」そして「 $\beta$ 貳百八十九ケ村武蔵国」と武蔵国分の岩鼻県管轄村数の惣計が記載されている。

最後に、「上野十式（三が抹消されている）郡・武蔵六郡 $\beta$ 惣村数八百三十九ケ村」とある。ここまでは巻末の貼紙に記載されていた部分である（但し、貼紙の貼付記載年代は不明である）。

この貼紙の下には、以下のように年月・差出・宛が記載されていた。

上野  
右者、当縣管轄所 国村高書面之通

武蔵

御座候、以上

午

四月

岩鼻県（朱印）

民部省

御中

千支の「午」とは明治三年のことであろう。つまり民部省の明治三年三月の指示から一カ月後の同年四月には、岩鼻県は天保郷帳写を使い自県の管轄下にある上野国・武蔵国の各村の村高を取り調べ纏めたものを一冊の簿冊にし民部省に提出していた（それは後日に貼紙に記載された村数とは一致しないと考えられるが）。当館に残された簿冊はその提出した簿冊の控である。この簿冊はその後も、岩鼻県から他藩への一部の村などの引き渡しの際に基本帳簿として利用されたらしく、貼り紙や書が多数残されている（村の合併などの記載から年代比定を行えば明治八年頃までの貼紙が確認できる）。

ただ、この簿冊はあくまで岩鼻県管轄下だった村々のみが記載されており、先の明治三年三月の民部省の布達にも「府縣」とはあるが「藩」はこの天保郷帳写の配付先には入っていない。

このことは、民部省としては「天保度御国郷帳」を使って府

県が管轄する旧幕府領や旧旗本領の土地部分の村名と村高の正確な情報把握を目指したものはあるが、特にその三カ月後の国絵図作製とは直接関係ないとも考えられる。ただし、この作業によって民部省は府県管轄下（新政府管轄下）の村名・村高を全国レベルで把握していたことにはなる。

また、この明治三年の「上野・武蔵国岩鼻県管轄所村高帳」と同様に、明治初年時点の村名や村高などがまとめられている全国レベルの史料に「旧高旧領取調帳」がある（上野国及び武蔵国分については『旧高旧領取調帳 関東編』、近藤出版、一九六九年に所収）。刊行された同書の「解題」によれば、この史料は明治五年から太政官正院の地志課の事業として始まったが、明治十年には内務省地理局に移管された『皇国地誌』編纂事業との関連で作製されたと推定されている。記載項目は「上野・武蔵国岩鼻県管轄所村高帳」よりも多く、村名・（明治元年の）村高以外に、旧領主名と明治四年の廃藩置県以後の旧府県名も記載されている。村高が本当に明治元年時点の数値なのか、旧領主名がいつの時点の領主なのか、旧府県名がいつの時点の府県名のかなど検討すべき課題が多い史料である。旧府県名については、国によって記載されている府県名が廃藩置県前か後で違いがあるようだが、上野国と武蔵国については廃藩置県直後の府県名（上野国では九県体制であった明治四年七月～同年十月までの県名）と考えて間違いないようである。したがって、上野国及び武蔵国分の「旧高旧領取調帳」の作製は明治四年七月以降と推定できる。

ここでは、この「旧高旧領取調帳」の記載事項と「上野・武蔵国岩鼻県管轄所村高帳」の記載事項の異同について、補足検討し

ておきたい（但し、筆者の能力から上野国分のみを対象とする）。後者は岩鼻県管轄の村々のみの記載ではあるが、前者の史料として利用された可能性があるためである。

まず、天保五年の「天保郷帳」の記載事例を群馬郡保渡田村について示せば、以下のとおりである。

一 高千三百九拾四石六斗三升五合 保渡田村

また、明治三年の「上野・武蔵国岩鼻県管轄所村高帳」の同じ村の記載は以下のとおりである。

一 高四百六十六石六斗五升六合 保渡田村

この同じ村について、「旧高旧領取調帳」の記載を示せば、以下のとおりである。

（旧村名）	（旧領主名）	（明治元年取調旧高）	（旧府県名）
保渡田村	高崎藩領分	三百七十石一升九合	高崎県
同	安中藩領分	五百五十石九斗六升	安中県
同	岩鼻支配所	四百六十六石六斗五升六合	岩鼻県
同	大信寺領	七石	同

このように「上野・武蔵国岩鼻県管轄所村高帳」の記載は「天保郷帳」村高記載を必ずしも丸写ししたものではない。「天保郷帳」は相給村であっても「旧高旧領取調帳」のように領主別に村

高を分割して記載することはなく、また、村内に寺社領があったとしても、これを加えて一村の村高の総合計高のみを記載している。これに対して「上野・武蔵国岩鼻県管轄所村高帳」の記載は一村が相給村であった場合、あくまで岩鼻県管轄分の村高のみの記載であり、村内に寺社領があった場合はその分を除外している。これが、個別の村についての記載事項の違いである。

次に、村々の村高の記載数値についてであるが、「上野・武蔵国岩鼻県管轄所村高帳」の作製は明治三年四月ではあるが、貼紙や朱書によるその後の訂正が多くそれがどの時点の訂正なのか不明であるが、貼紙などの修正のない状態の記述は明治三年三月～四月時点での岩鼻県管轄の村のみを「天保郷帳」から事例のように抜き出して写したものと考えられる。それ以後に岩鼻県による変更や各村などから報告され判明した変更事項について貼紙などで追補していったものと考えられる（明治八年頃まで）。この「上野・武蔵国岩鼻県管轄所村高帳」の村高部分の数値について、貼紙がない村についてはその記載数値を、貼紙がある村については最終的な貼紙の記載数値をもとに「旧高旧領取調帳」の数値と比較したところ、両史料の村高記載数値は一致するものが多い。ただし、全てが一致するわけではなく、郡単位で見ると各村高の数値が両史料で違いの多い郡があった。それは邑楽郡・山田郡・新田郡の三郡であり、理由は不明であるが、村高が微妙に異なる村がこの三郡では三～五割程度存在する。

また、両史料を比較すると明治初期における村の管轄組織の移動が多く、それが一様でなかった点も判明する。先に述べたように明治二年十二月の時点で廃藩を申し出た吉井藩の管轄していた村々は、岩鼻県の管轄となり、「上野・武蔵国岩鼻県管轄所村高

帳」に貼紙ではなく直接記載されている。これ以外に岩鼻県から他藩へ一部の村の管轄を移したことを示す貼紙も散見する。例えば、群馬郡の「南牧新田」の記述は貼紙で消されており貼紙の上書きには「前橋藩渡し」と記されている。新田郡と山田郡は特に多く貼紙で消されている村は新田郡で十ヶ村、山田郡では二十ヶ村に及ぶ。それらの貼紙の上書きには「館林藩へ渡す」と記されている。これらの貼紙は明治三年四月以降の変更を示すと考えられる。

群馬郡の場合、事例に示した「旧高旧領取調帳」の「旧領主名」の部分と「旧府県名」の部分と、「上野・武蔵国岩鼻県管轄所村高帳」の村名と比較すると、「旧高旧領取調帳」の「旧領主名」に「岩鼻県」と記された村は十八ヶ村（一村が岩鼻県と他県との相給の場合も一村と数えた）のみであるが、「上野・武蔵国岩鼻県管轄所村高帳」には三十一ヶ村が岩鼻県管轄の村として記載されている。この差の十三ヶ村については明治四年七月の廃藩置県以後の「旧高旧領取調帳」の「旧府県名」には「前橋県」の管轄になっている。ということはこれら十三ヶ村については明治三年四月～翌年七月のいずれかの時点で、先に事例としてあげた「南牧新田」のように「上野・武蔵国岩鼻県管轄所村高帳」に貼紙で「前橋藩渡し」としなければならぬはずであるが、そうならない。これは廃藩置県直後に前橋県の管轄になったためとも考えられる。同様なことは邑楽郡でも見られる。「上野・武蔵国岩鼻県管轄所村高帳」には五十ヶ村が岩鼻県管轄の村として記載されているが、それらはすべて「旧高旧領取調帳」では「旧府県名」は「館林県」となっている。これら邑楽郡の五十ヶ村は廃藩置県直後に岩鼻県から館林県の管轄に移ったものと考えられる。

逆に、「旧高旧領取調帳」で、ある村の「旧領主名」が「岩鼻支配所」のみの支配であったとしても、例えば「旧府県名」が「前橋県」など「岩鼻県」以外になっている村については、「上野・武蔵国岩鼻県管轄所村高帳」にはその村が記載されていない事例がある。これらの村はおそらく明治元年（慶応四年）時点では旧幕府領あるいは旗本領ではあったが、戊辰戦争の混乱期に臨時的措置として前橋藩など上野国諸藩の管轄下に移され、その状態がそのまま継続した村々と推定される。このように個別の村の管轄については、様々な理由での移管があり、廃藩置県以前というより（第一次）群馬県の成立までの明治初年段階での錯綜した支配状況が窺える。

以上の検討から、「旧高旧領取調帳」の上野国分をどの組織が作製担当したのかは不明であるが、作製にあたって「上野・武蔵国岩鼻県管轄所村高帳」の記載事項を参考にしたことは村高記載などに限れば十分に考えられる。しかし、村高記載についても一部の村については数値に違いがあり、かならずしも全面的に依拠できるものではないと考えられる。さらに、「上野・武蔵国岩鼻県管轄所村高帳」は、あくまで岩鼻県が自ら管轄する村々を把握する目的の帳簿であるため、「旧領主名」などの上野国全域に関する情報は別の手段で収集しない限り「旧高旧領取調帳」の上野国分は作製できないと思われる。

ただ、多くの貼紙や朱書が施された「上野・武蔵国岩鼻県管轄所村高帳」の存在は、支配の最小単位が石高制に基づく村請制の下で年貢諸役などの業務が営まれている江戸時代の村の継続である限り、明治初年時点でも岩鼻県にとっても民部省にとってもいまだ「郷帳」のような帳簿が必要であったことを示している。た

だし、繰り返しになるが、民部省は、明治三年三月の布達では府県には「天保郷帳」の写を交付して「上野・武蔵国岩鼻県管轄所村高帳」の提出を命じたが、諸藩に対してこれを命じてはいない。この簿冊に記載されているように、岩鼻県の管轄は年代は確定できないが明治三〜四年頃には上野国十二郡五五〇カ村だけではなく、武蔵国六郡二八九ヶ村にも及んでいた。ということは、明治政府が命じた国絵図作製の指示に対して、岩鼻県は上野国絵図作製のみではなく、武蔵国絵図作製にも関わったことになる。

#### 六 群馬県立文書館所蔵「武蔵国絵図」の概要

群馬県立文書館所蔵の群馬県行政文書の中に武蔵国絵図の縮小された下図の存在が確認できる。その目録上の情報は以下のとおりである。なお、原本が破損しているため閲覧室でのアーカイブズ・ビューアーでの閲覧となっている。

（表題）「武蔵国絵図」

（請求番号）A0384B00

（文書番号）192

（作成年月日）明治初年

（大きさ）280（東西）×250（南北）cm

以下には、当該絵図の写真と概要を記載する。



《写真H》「武蔵国絵図」（群馬県立文書館所蔵）全体図

《写真I》「武蔵国絵図」表題（外題）部分

【全体】《写真H》のように彩色図ではあるが、江戸時代の正式な国絵図とは異なり全体に淡い彩色である。小判形の村形が描かれその中には村高記載はなく村名のみが書かれているが、最も異なっているのはその村形に郡別の彩色が施されていない点である。畠紙部分は無く年代記載なども無い。但し、後述するように絵図に貼付されている複数の掛紙（貼紙）に年月日の記載がある。

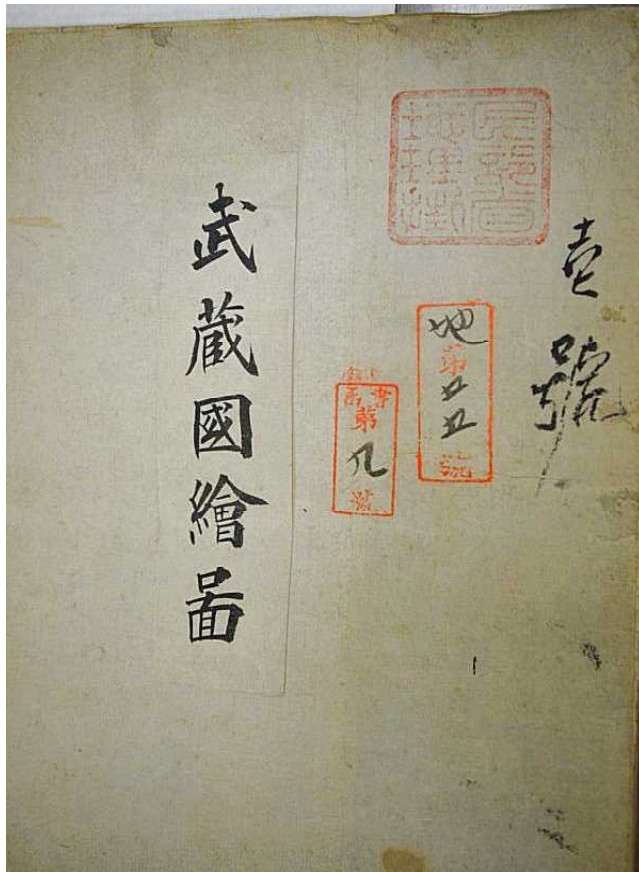
国立公文書館内閣文庫所蔵の正式な「天保国絵図武蔵国」（請求番号・特083—0001…冊次31）の大きさが537×512cmであり、群馬県立文書館所蔵の当該「武蔵国絵図」の大きさが280×250cmであるので、江戸時代の正式な武蔵国絵図の半分の縮尺つまり三寸一里（約4万3200分の1）で作成した絵図と推定される。

絵図を折りたたんだ際に見える表題（外題）部分には《写真I》のように「武蔵国絵圖」と題簽があり、その右上に「民部省地理掛」の朱印があり、その右下に右端から墨書で「老號」とあり、その右隣や下に長方形の朱印中に墨書で「地第五五號」その右隣や下に長方形の朱印中に「書函第九號」（上部に書籍の朱印も）とある。

【畠紙部分】畠紙部分の記載はその枠組みも含めて無い。

【村形】絵図中の村形（小判形）には郡別に色が分けがなされていない。絵図の地色に墨書で小判形の枠が描かれ、村名が記されているのが基本である。村高記載はない。

【郡名・街道・河川・航路・国境添書】郡名は長方形の枠内



《写真I》「武蔵国絵図」表題（外題）部分

に「武蔵国賀美郡」というように郡名が記載されている。但し、彩色はない。郡境は黒線で示されている。街道は朱線で描かれ、二つの黒点で表現されている一里塚記載もある。河川は水色で描かれなど、正式な天保国絵図と同じ記載である。一部の寺社の建物の絵や河川にかかる橋や船渡ししの文字記載や馬次などの記載も天保国絵図と同じ記載である。海上の航路も朱線で描かれている。国境添書の小書記載も多数有り天保国絵図と同じである（記載内容の細かい違いは後日検討の要が有る）。



《写真J》「武蔵国絵図」東京城周辺

《写真J》「武蔵国絵図」東京城周辺

【城・陣屋】城については、黒枠内の四角に掛紙のかぶせ絵図部分であるが「忍藩」とある（後掲《写真Q》参照）。ただし、藩名や領主名の記載が無い四角の枠組みのみの箇所もある。江戸城については《写真J》のように黒枠内に「東京城」その下に「東京府」とある。江戸が東京と改称されるのが慶応四年（一八六八）七月であるため、この絵図の作製はそれ以後ということになる。この部分は掛紙ではなく直接記載されている。

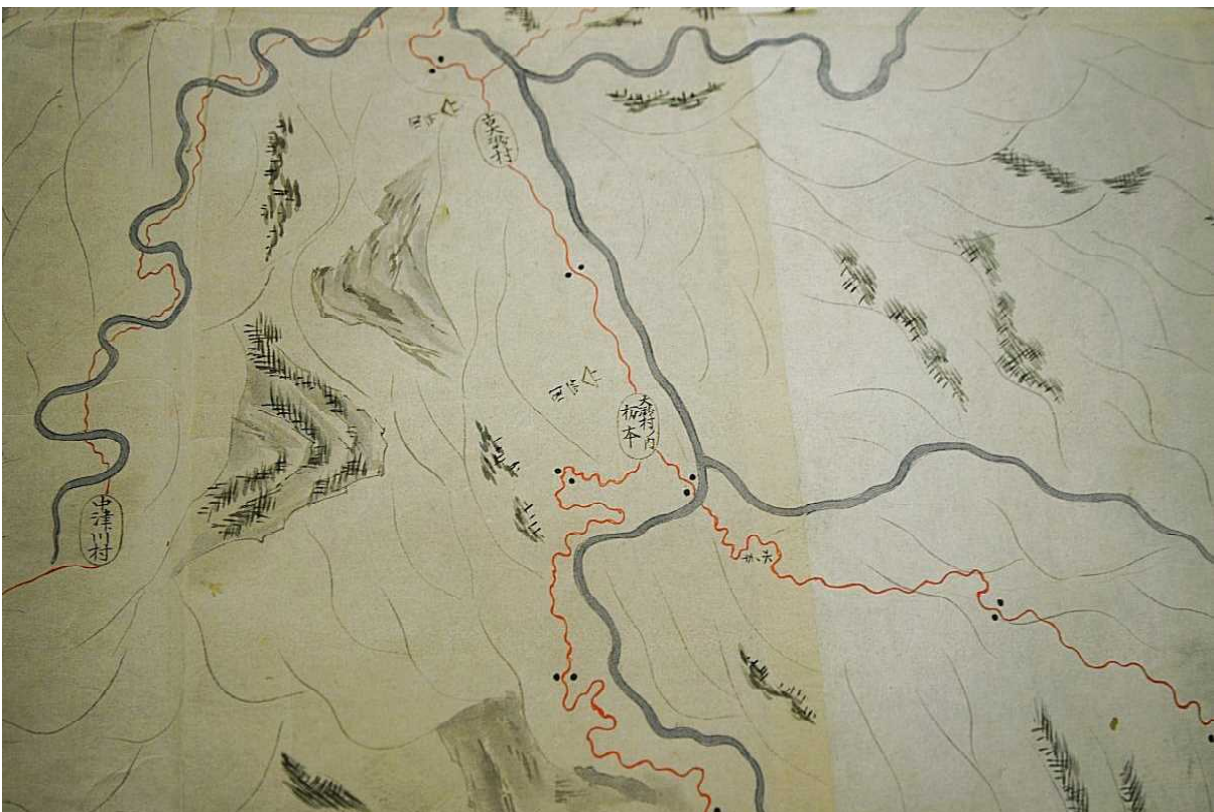
《写真K》「武蔵国絵図」 栃本関所周辺

【関所】正式な「天保国絵図武蔵国」（国立公文書館所蔵）では、古大瀧村に関所と大瀧村ノ内栃本の2カ所に「関所」という文字が関所建物の絵とともに描かれている。当該「武蔵国絵図」にも同じ場所に「関所」という文字と関所の建物の絵とが描かれている。したがって貼紙の無い状態の当該「武蔵国絵図」は、「東京城」と「東京府」のような特殊な例外を除けば、正式な「天保国絵図武蔵国」の縮小模写図の可能性が高い。

【隣接国名】隣国は淡く彩色されており、上野国（黄色）、越後国（紫色）、信濃国（紫色）、甲斐国（肌色）、相模国（蜜柑色）、下野国（茶色）、下総国（桃色）である。

本絵図の最大の特徴は、絵図の一部に複数の掛紙（かぶせ絵図や文言のみの紙）や貼紙が貼付されている点にある（以下、これらを一括して掛紙とする）。そのうち、主要な掛紙については、北は神流川・利根川、東は江戸川、西は荒川、南は東京湾に至る武蔵国の東部に集中している。これら掛紙のうち主要な大きな掛紙と小さいが絵図作製組織などが記されている掛紙の

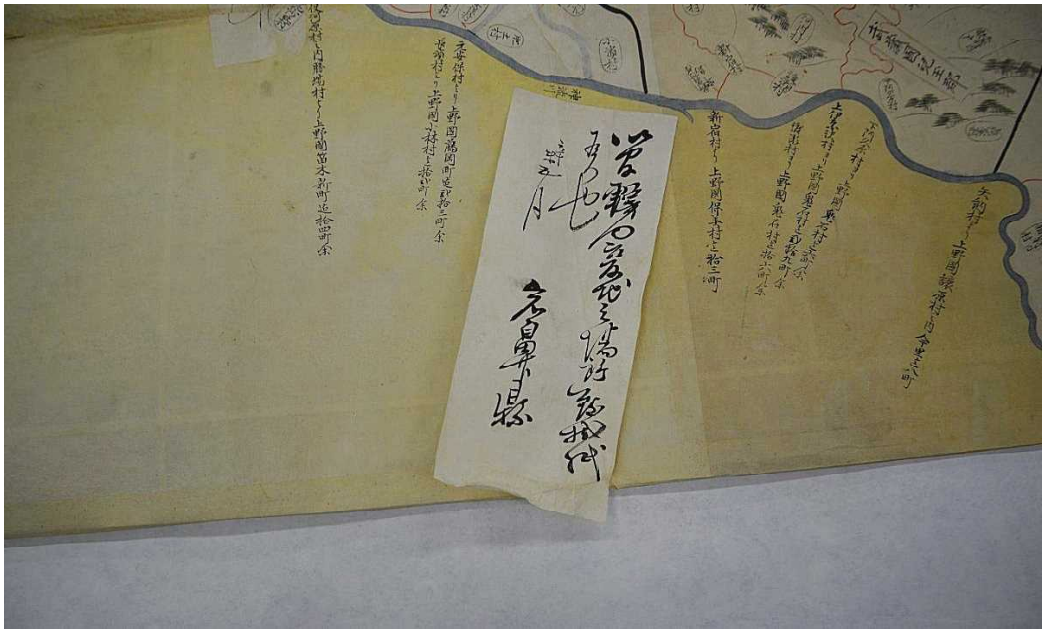
概要について、以下写真とともに紹介しておく（数字番号については便宜上付したものである）。



《写真K》「武蔵国絵図」 栃本関所周辺



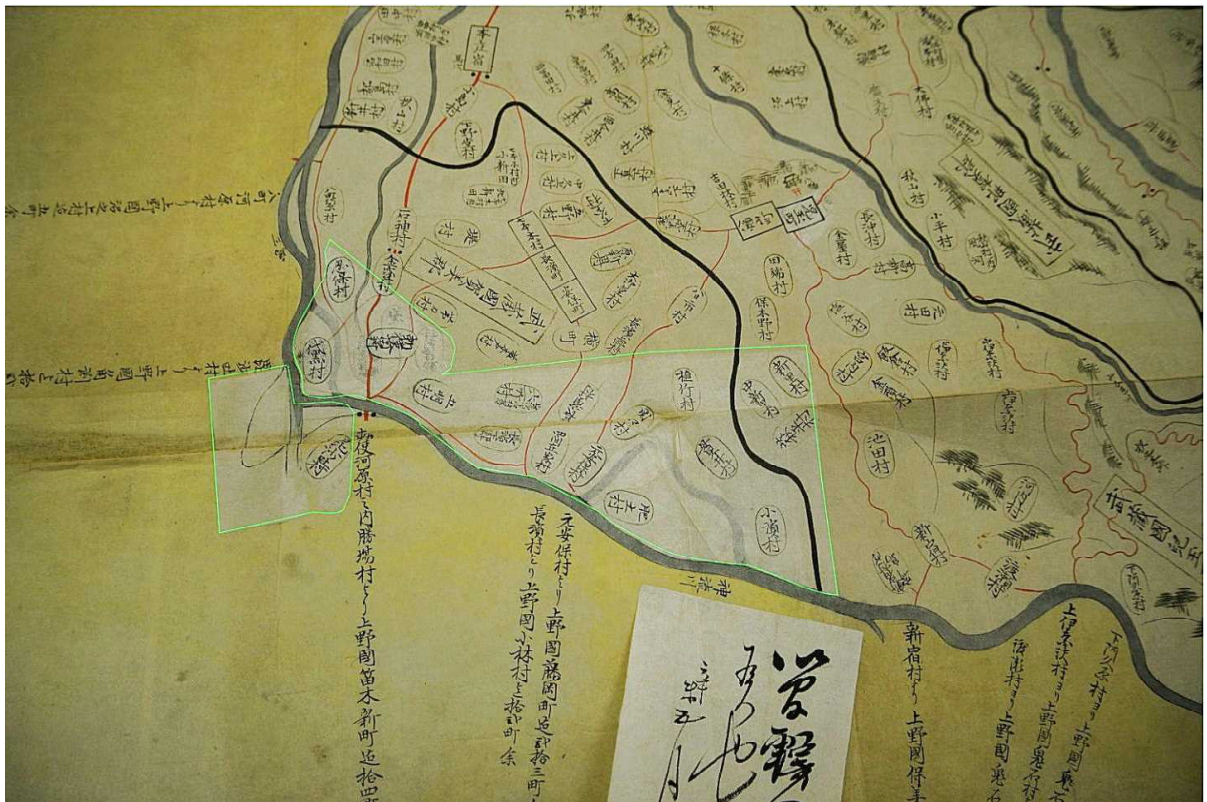
《写真L (掛紙①)》



《写真L (掛紙①)》

(掛紙①) \*上野国との神流川国境、武蔵国では「小濱村」の  
対岸上野国内側に「管轄内変地之場所致掛紙候也辛  
未五月 岩鼻縣」の掛紙1枚。

《写真M (掛紙②)》

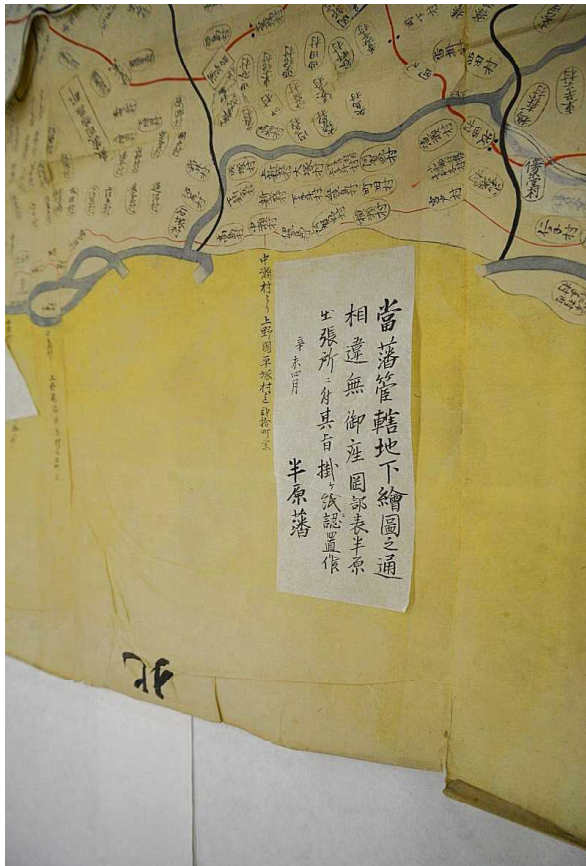


《写真M (掛紙②)》

(掛紙②) \*上野国との神流川及び鳥川合流地点国境、武蔵国

では「毘沙土村」「勅使河原村」「黛村」「忍保村」等の部分に掛紙があり、川筋及び村形の位置を修正した掛紙が貼付されている。特に「毘沙土村」の村形が神流川を越え上野国側に修正されている。《写真L (掛紙①)》の「変地之場所」の「掛紙」がこの部分と推定される。

《写真N (掛紙③)》

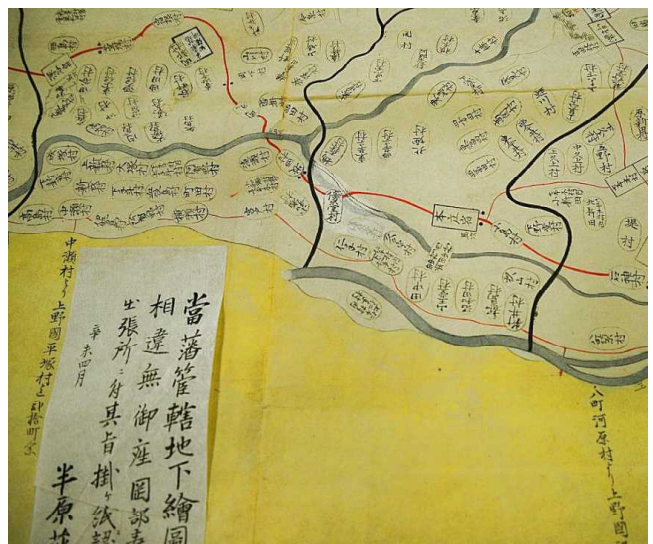


《写真N (掛紙③)》

(掛紙③) \*上野国との国境、武蔵国では「中瀬村」「阿賀野村」

「横瀬村」の対岸上野国内側に「当藩管轄地下繪圖之通相違無御座岡部表半原出張所ニ付其旨掛紙認置俵辛未四月 半原藩」の掛紙1枚。

《写真O (掛紙④・⑤)》



《写真O (掛紙④・⑤)》

(掛紙④) \*「本庄宿」の南に位置する「傍示堂村」脇付近の

川筋の変更を示す掛紙。これが(掛紙③)の「懸ヶ紙」と推定される。

(掛紙⑤) \*「岡部村」の部分に陣屋を示す□枠があるが、そ

の上に「半原藩 出張所」と記された掛紙があり掛紙の下は□枠の中に「居所」と有る。この□枠は旧岡部陣屋を表しているが、岡部陣屋は安部家二万二二五〇石の岡部藩の陣屋であったが慶応四年四月に本拠を三河国半原に移転したため、それ以後は岡部陣屋は廃されて「出張所」となったと推定される。

これも（掛紙③）に関連する「懸ケ紙」と推定される。

《写真P（掛紙⑥）》

（掛紙⑥）

＊もつとも大きい掛紙。上野国・下野国との国境、武蔵国では「須加村」「本川又村」「中大越村」の対岸上野・下野国内側に一部に黄色で彩色がある貼紙。この部分の利根川の流路変更及びその付近から西側に向かった武蔵国側の変更点等をこの貼紙の絵図で示していると推定される。その絵図中の東端に「管下地面異同取調用水村路補添致掛紙候也 辛未二月 浦和縣・岩槻藩」とあり、この変更は浦和縣と岩槻藩が共同で行ったことがわかる。なお、この掛紙⑥の上には複数の掛紙がさらに貼付されている。

《写真Q（掛紙⑦・⑧）》

（掛紙⑦）

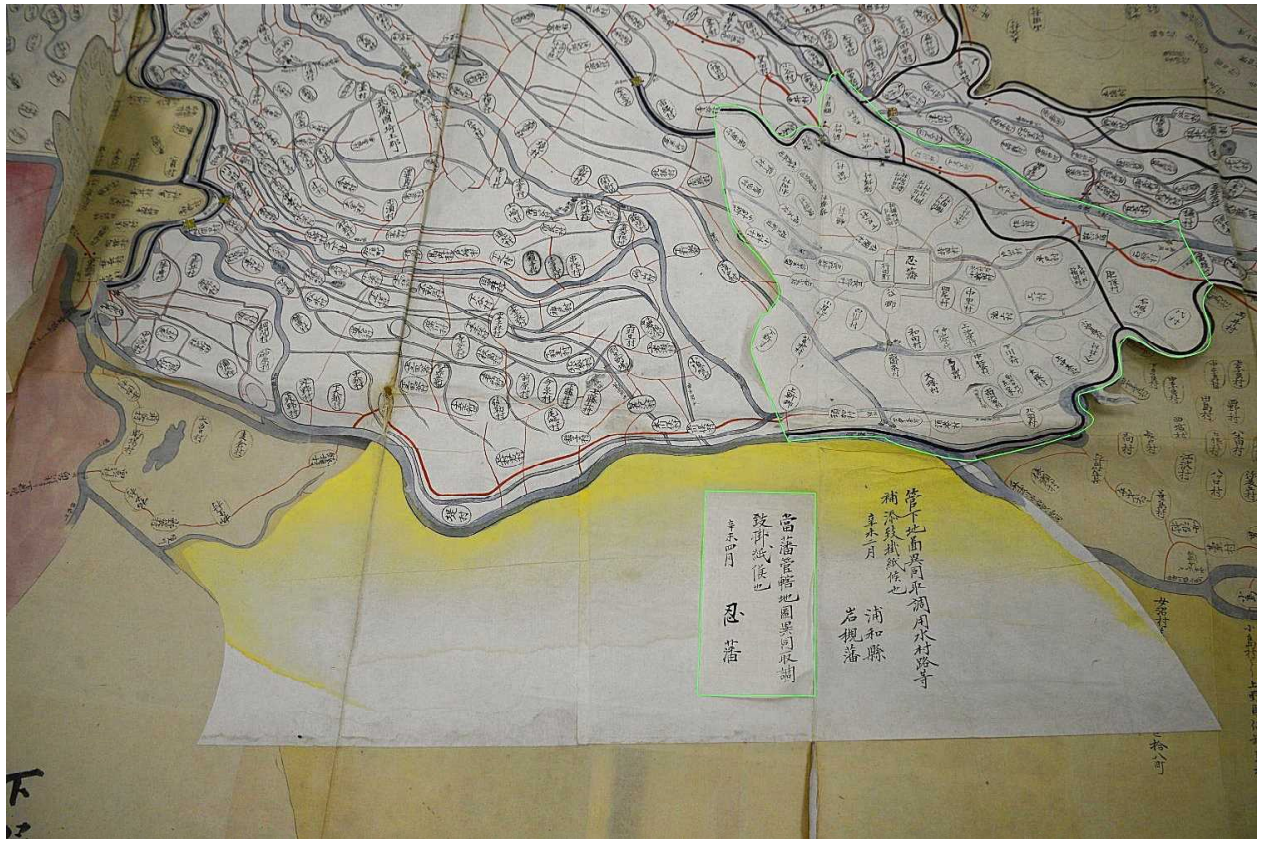
＊右の《写真P（掛紙⑥）》の上の上野・下野国側に四角形の掛紙が貼られており、そこには「当藩管轄地図異同取調致掛紙候也 辛未四月 忍藩」と記されている。

（掛紙⑧）

＊右の（掛紙⑦）が「忍藩」からのものであるとすれば、そのやはり《写真P（掛紙⑥）》の右上の武蔵国側に□枠内に「忍藩」と記された忍城周辺のかぶせ絵図の掛紙である。この部分が、（掛紙⑦）の「掛紙」に相当すると推定される。



《写真P（掛紙⑥）》



《写真Q（掛紙⑦・⑧）》



《写真R（掛紙⑨）》



《写真S（掛紙⑩）》

《写真R（掛紙⑨）》

（掛紙⑨） \*下総国との国境、武蔵国では「栗橋町」から「鍋小路村」迄の部分に掛紙1枚。武蔵国側の部分も含む。その下総国側に「当縣管轄武蔵国葛飾郡村々入狂之儀掛紙いたし候也 庚午九月 葛飾縣」と記されている。

《写真S（掛紙⑩）》

（掛紙⑩） \*下総国との国境、武蔵国では「岡新田」から江戸湾中の「大中州」迄の部分に掛紙1枚。武蔵国側の部分も含む。その下総国側に「当縣管轄武蔵国足立埼玉葛飾郡村々入狂之廉掛紙いたし候也 庚午閏十月 小菅縣」とあり。

これ以外に、絵図中には細かい掛紙が複数存在するが、ここでは主要な掛紙と作製組織に関係する掛紙のみを示した。問題となるのは、これらの掛紙に記載された掛紙作製組織と年月日である。

### 七 明治初年の武蔵国絵図の作製組織と作製年代

当該「武蔵国絵図」の作製に主として関わった政府中央組織は、表題（外題）の朱印にもあるように「民部省地理掛」であると考えられる。民部省は明治二年七月八日に民部官が改組され設置されたが、同年八月十一日に大蔵省と兼任体制となり事実上合併したが、法令は民部省としても出していた。明治三年

七月十日には民部省と大蔵省が分離され再度民部省は設置された。その後、民部省は明治四年七月二十七日に改めて大蔵省に合併され廃止となる。したがって、民部省の存在した期間は明治二年七月八日から明治四年七月二十七日迄ということになる。当該武蔵国絵図に貼付された掛紙で、作製組織と作製の干支と月が判明するのは、以下のとおりである。作製組織は岩鼻県・浦和県・葛飾県・小菅県の4県と半原藩・岩槻藩・忍藩の3藩である(但し、浦和県と岩槻藩は共同で作製)。その推定年代をも含めて掛紙毎に記せば以下のとおりである。

(掛紙①) \*岩鼻県…辛未(明治四〇一八七二)年五月

(掛紙③) \*半原藩…辛未(明治四〇一八七二)年四月

(掛紙⑥) \*浦和県・岩槻藩…辛未(明治四〇一八七二)年二月  
月

(掛紙⑦) \*忍藩…辛未(明治四〇一八七二)年四月

(掛紙⑨) \*葛飾県…庚午(明治三〇一八七〇)年九月

(掛紙⑩) \*小菅県…庚午(明治三〇一八七〇)年閏十月

年代については掛紙中には干支しか記載がないが、複数ある作製者側の組織名が、藩と県が混合していることから、府藩県三治制下の時期(慶応四年閏四月から廃藩置県が行われた明治四年七月頃迄)であることは間違いない。貼紙に記載された各県の設置から廃止までの年月日を記せば左のとおりである。

(掛紙①) \*岩鼻県…慶応四年六月十七日〜明治四年十月二十

八日

(掛紙⑥) \*浦和県…明治二年一月二十八日〜明治四年十一月

十三日

(掛紙⑨) \*葛飾県…明治二年一月十三日〜明治四年十一月

十三日

(掛紙⑩) \*小菅県…明治二年一月十三日〜明治四年十一月

十四日

各県の設置年代や廃藩置県後の新府県への移行年代は若干の差があるため、本「武蔵国絵図」に係る各県全てが存在した時期を特定すれば、明治二年一月二十八日〜明治四年十月二十八日までということになる。したがって、貼紙中の「庚午」は明治三年、「辛未」は明治四年である。なお、忍藩と半原藩については、廃藩置県による廃藩は明治四年七月十四日となる。半原藩については、その成立はやや特異である。同藩は武蔵国榛沢郡岡部に陣屋を構えていたが、戊辰戦争中の慶応四年四月に藩庁を岡部から三河国半原に移すことよって成立した藩である。二万石余の所領は武蔵国はもちろん上野国や藩庁を移した三河国や摂津国などに分散していた。

さて、各県及び各藩の貼紙の作製年代には時差がある。このことは、当該絵図が各県及び各藩に順に回覧され、必要に応じて掛紙で訂正するように命じられたことを意味する。その順番も掛紙の年代によって推定可能である。掛紙を年代の古い順に並べてみると左の順にこの絵図が回覧されたことが判明する。

(掛紙⑨) \*葛飾県…庚午(明治三)年九月

← (掛紙⑩) \*小菅県…庚午(明治三)年閏十月

← (掛紙⑥) \*浦和県・岩槻藩…辛未(明治四)年二月

← (掛紙⑦) \*忍藩…辛未(明治四)年四月

← (掛紙③) \*半原藩…辛未(明治四)年四月

(掛紙①) \*岩鼻県…辛未(明治四)年五月

(掛紙⑦)の忍藩と(掛紙③)の半原藩は、同じ明治四年四月なのでどちらが先かは不明であるが、表題の朱印に「民部省地理掛」とあるように本絵図が東京に所在していた中央政府機関の民部省が関係する中で回覧されたことは確かなので、地理的には半原藩が後ということになる可能性が高い。最後が上野国に県庁が位置していた岩鼻県であり、最も東京から遠くに位置する。当該絵図が群馬県行政文書の中に残されたのもこの回覧順と関係があるかもしれない。

ともかく、当該絵図の掛紙のない状態の絵図は民部省地理掛が作製したものと推定され、それ以後、各県各藩に回覧修正された絵図として間違いはないであろう。そして、当該絵図の掛紙のない状態の武蔵国絵図の縮小下図の原図とは、正式な「天保国絵図武蔵国」であろう。つまり、当該絵図は、すでに川村氏

が指摘していたように、明治三年六月に民部省が「再度、全国いっせいに国絵図の作製を促した」際に、「民部省から通達に合わせて各藩・府県へ天保国絵図の縮写図を交付」した下図であろう(注20)。

川村氏の先行研究と当該「武蔵国絵図」の掛紙などを基に時系列的に作製過程を考察すれば、まず、民部省地理掛が天保武蔵国絵図の縮小下図を明治三年六月以降に作製したことは確実である。

ただし、縮小下図を基にした武蔵国絵図作製の取り纏めを武蔵国ではどの藩・県が行ったのかあきらかではないので、当該絵図が下図の模写図という可能性もある。武蔵国絵図の作製を民部省が直接管轄しているならば下図原本の可能性もあるが、それは不明である(このことは、当該絵図の表題にある朱印「民部省地理掛」がどの段階で押印されたものかという問題とも関係する)。

ともかく、当該絵図が明治三年九月には葛飾県で修正され、同年閏十月には小菅県で修正され、翌明治四年二月までに浦和県と岩槻藩で修正され、同年四月には忍藩と半原藩での修正を経て、岩鼻県での修正が同年五月に終了したという経過を想定できる。

その後、この修正された下図がどのように利用されたかは不明であり、正式な明治武蔵国絵図がはたして作製されたのか否かも不明である。しかし、当該絵図は結果的に岩鼻県に残り、その後、群馬県に引き継がれ現在に至っている。

## 八 明治初年の武蔵国絵図の作製目的と残存理由

このような当該絵図の特に掛紙部分は何の目的で作製されたのだろうか。それはいくつかの掛紙に記載されているように「変地」部分の取り調べのためであることはあきらかである。それは当該絵図の貼紙のない状態の武蔵国絵図の縮小下図との比較における現状（明治初年段階）の「変地」である。

そして、当該絵図の掛紙のない状態の武蔵国絵図の縮小下図が天保武蔵国絵図であるならば、この「変地」の取り調べの目的は、「明治武蔵国絵図」の作製のためであることは確実である。

この時期、明治国絵図作製のためにこの「武蔵国絵図」と同様に掛紙を使用して国絵図の「変地」を取り調べている事例としては、阿部俊夫氏による白河県の「磐城国絵図」（福島県立図書館所蔵）の研究がある（注21）。また、福島県立図書館には、表題に「磐城国絵図 白河県」と記載された右の磐城国絵図以外に、「岩代国全図 三春県」「岩代国絵図 白河県」の合計三鋪の明治国絵図が所蔵されており、阿部氏は、それら三鋪の国絵図について「ひとつの考え方は明治政府が絵図元となる府県・諸侯に交付した下絵図、あるいは下絵図を模写した絵図。もうひとつの考え方は絵図元が完成した国絵図を明治政府に提出し、その国絵図を模写した絵図。このいずれかであるが、俄かには断定できない」と述べている（注22）。

「武蔵国絵図」の検討に戻れば、葛飾県から始まって岩鼻県で回覧が終わるとすれば、武蔵国絵図全体の「変地」調査という作業が目的ならば十分ではない。つまり、信濃国・甲斐国・相模国側の「変地」調査も別に必要だったはずである。それら

は別の下図によって関係組織を回覧して行った可能性もある。とりあえずここでは、当該絵図の「変地」取り調べの範囲は、武蔵国の北側（上野国側）及び東側（下野国・下総国側）に限ったものであったという推定の上で論を進めたい。

岩鼻県は上野国群馬郡岩鼻（現高崎市）に県庁を置いていた。その成立は前述したように慶応四年六月七日であり、主に上野国、武蔵国内の旧幕府領や旗本領を管轄するために設置された県であり、その管轄範囲は上野国ばかりでなく武蔵国北部に及んでいた。このため、武蔵国絵図を新たに作製する上では、「変地」調査に関与することは当然である。しかし、岩鼻県の県庁所在地は上野国内にあるため、武蔵国絵図作製を主導するとは通常考えられない（上野国絵図なら考えられるが）。

なぜこの絵図が岩鼻県に残されたのかという疑問は、先に問題とした当該絵図の表題にある朱印「民部省地理掛」がどの段階で押印されたものかという問題とも関わる。朱印の押印の時期は明らかではないが、いくつかのケースは推定できる。

一つは、当該絵図に最初に朱印が押印された後、民部省地理掛から葛飾県へ回覧され、各県藩で修正の貼紙がなされた後、最終的に岩鼻県まで回覧され、そこで止まってしまったというケース。

もう一つは、民部省地理掛の朱印は、葛飾県から岩鼻県まで回覧修正された後で、岩鼻県から民部省地理掛に提出され、そこで朱印が押印され、再び岩鼻県に戻されたというケース。

どちらのケースの可能性が高いかであるが、そもそも明治武蔵国絵図の作製は、民部省が命じた作業であるが武蔵国の場合、



作製主体が武蔵国のかのどの県か藩かあるいは民部省直轄であったのか明らかではない。しかし、武蔵国絵図を上野国に県庁が位置する岩鼻県が武蔵国北部の旧幕府領や旗本領の村々を管轄するのは事実であるが前述のように武蔵国絵図の作製主体になることはあり得ない。あくまで武蔵国の一部を管轄する県として、上野国との国境及び自ら管轄する武蔵国部分の「変地」を取り調べたのに過ぎないだろう。

当該絵図は武蔵国絵図を作製するための参考の下絵図という位置付けになり、その修正の順番の最終組織が岩鼻県であったため、確かに修正を了解したという意味で民部省地理掛が再度最終県である岩鼻県までこの下絵図を戻した可能性はある。もし明治武蔵国絵図が川村氏の先行研究のように「通達より一年半を経た明治四年末頃までには、旧陸奥国と出羽の分国による新設の国を含めた七十三カ国の国絵図がほぼ出揃った」中にあったならば、この後者のケースの可能性が高い。

これに対して、もし明治武蔵国絵図が作製されなかったならば、それは何らかの理由で岩鼻県が明治四年五月以降、当該絵図の提出を見送ったという予想につながり、前者のケースも考えられる。

現在、国立公文書館内閣文庫には明治武蔵国絵図と推定される国絵図は存在しない。おそらく明治六年の皇居火災で焼失されたとされている(注23)。関東諸国の国絵図で現在国立公文書館内閣文庫に残存している明治初年作製の可能性がある国絵図は「明治上野国絵図」だけである。しかし、残念ながら上野国の場合、群馬県行政文書中には当該「武蔵国絵図」の下図の

ような「明治上野国絵図」の下図は残されていない。

貼紙を多数貼付された「武蔵国絵図」の下図の存在は、「明治上野国絵図」も武蔵国図と同様な手順で作製されたのではないかという想像を生むが、それも確定できない。

#### 九 明治初年の上野国・武蔵国絵図の作製主体

「武蔵国絵図」では、岩鼻県分の掛紙②には、以下の修正がなされていた(前掲《写真M(掛紙②)》参照)。

(掛紙②) \*上野国との神流川及び烏川合流地点国境、武蔵国では「毘沙土村」「勅使河原村」「黛村」「忍保村」等の部分に貼紙があり、川筋及び村形の位置を修正した貼紙が貼付されている。特に「毘沙土村」の村形が神流川を越え上野国側に修正されている。(掛紙①)の「変地之場所」の「掛紙」がこの部分と推定される。

この部分(特に「毘沙土村」の部分)の修正が、「明治上野国絵図」(冊次47)の方にどのように描かれているか確認したが、特に正式な「天保上野国絵図」(冊次46)と変化はなかった。

これ以外で「天保上野国絵図」と「明治上野国絵図」の国境部分の比較で、あきらかな変化が認められるのは、先に指摘した佐位郡と那波郡の郡境の位置の違いがある(前掲《写真F》と《写真G》参照)。

それ以外では、利根川の中州の中に村が位置する那波郡長沼

村と同郡前河原村の南側部分には、「天保上野国絵図」では一部が武蔵国分に彩色されているが（《写真F》参照）、「明治上野国絵図」では中州全てが上野国分に彩色されている（《写真G》参照）。ただし、「天保上野国絵図」時の国境線はそのまま描かれている。

また、山田郡境野村の南下の桐生川と渡良瀬川の合流地点にある中州が「天保上野国絵図」（冊次46）では上野国分とされているが（《写真T》）、「明治上野国絵図」（冊次47）では下野国分を意味する色に彩色されている（《写真U》）。この二つの箇所の彩色の変化については確認できる。

《写真T》「天保上野国絵図」（冊次46）桐生川・渡良瀬川合流地点



《写真T》（冊次46）桐生川・渡良瀬川合流地点

《写真U》「明治上野国絵図」（冊次47）桐生川・渡良瀬川合流地点



《写真U》（冊次47）桐生川・渡良瀬川合流地点

この二つの箇所はいずれも「明治上野国絵図」作製時の塗り間違いの可能性もあり、その塗り替えがなんらかの理由によるという傍証が記された文書が見つかったわけでもないの、大きな変化という決め手にはならないが、あきらかに描写は異なっている。

また、先に述べたように「明治上野国絵図」の作製にあたっては、上野国内の岩鼻県以外の諸藩領の村々がどのように民部省からの国絵図「改正」の指示に対応したかは必ずしもあきらかではない。さらに、明治武蔵国絵図作製時のような関係する各県藩相互の「変地」の確認作業の有無もあきらかではない。

「明治上野国絵図」の場合、各藩からの「変地」情報があつたとして、それを取り纏めたのは岩鼻県であったのであろうか。取り纏めの主体としては明治政府との関係から考えても上野国の場合、岩鼻県の可能性が高い（次の候補としては石高から考えれば前橋藩）。しかし、前述したように岩鼻県は自らの管轄下の村々の「変地」については情報を収集しているが、上野国全体についての「変地」情報を把握していたという確証はない。また、岩鼻県以外の上野国の各藩が管轄下の村に天保国絵図との「変地」の有無を尋ねた形跡は見当たらない。

ここで、再び問題となるのは、「明治武蔵国絵図」と「明治上野国絵図」の「変地」を取り纏めた（あるいは完成図を提出した）作製主体がどの組織だったのか、ということである。

元禄国絵図までの絵図作製主体は、複数の大名領がある国の場合は有力な大名を絵図元に指定して、その絵図元大名が幕府に完成した清絵図を提出していた。ところが、天保国絵図の作製にあたっては、国絵図の最終的な作製は幕府勘定奉行所が行ったことは周知のとおりである（注24）。

明治武蔵国絵図の作製作業過程から考えられる一つの可能性は、民部省はこの天保国絵図の作製方法と同じ手法をとったのではないかということである。明治維新後も関東地方に位置す

る上野国や武蔵国などの国単位ではその国内に旧幕府領や旗本領を管轄する県や大名領である藩が複数存在していた。九州や北陸などで一国単位を支配する大名が存在する場合は、その大名を従来の絵図元のように指名して国絵図の取り纏め（総括）を行えばよいが（注25）、諸藩県の所領が錯綜する上野国や武蔵国などの場合、この取り纏めをどこか特定の県や藩に指示することは明治初年の事務多端な時期には難しかった可能性もある。そこで、武蔵国絵図作製の場合で言えば、それぞれの藩県の管轄下の「変地」の部分を取り調べさせ、その部分を掛紙として順次下図に貼って民部省地理掛に提出させ、その下図を基に共通の様式の正式な明治国絵図を民部省地理掛が作製するようにしたと推定できないだろうか。但し、その明治国絵図は何らかの理由で最終的に完成に至らなかった可能性がある。

明治三〜四年というこの時期、もし明治国絵図が完成に至らなかったとするならば、その理由としては、本稿の考察の範囲外であるため検討はしなかったが、明治政府内部の政治状況の変動も考えられる。特に、明治四年七月の廃藩置県をめぐる中央政治の変動（特に民部省・大蔵省合併分離問題や内務省設立）と明治国絵図を始めとする地図作製事業との関連である（注26）。その変動の中で重要なのが、明治政府（明治国絵図の場合は民部省）の地図作製担当者内にあった近代的な測量（三角測量）導入への意欲も考慮する必要がある（注27）。彼らの多くは旧幕臣であり幕末から西欧の測量技術のレベルを知っており、従来の江戸時代の国絵図などの測量方法では、明治政府が進める地租改正のための土地丈量・鉄道布設・農地森林開発・河川灌

漑治水事業などに必要な統一的な測量方法による精度の高い地図を作製できないことは十分に認識していた(注28)。しかし、日本国内で参考とすべき全国レベルの地図を求めるとすれば、この時期、国絵図や伊能図しかなかったのである(注29)。したがって、明治政府は明治初年時点から国絵図などの修正情報を求め続けた。

一方、日本の統治形態を巡る政治情勢は明治四年七月の廃藩置県によって急変していく。藩体制の一挙解体をめざしたこの動きは、中央集権国家への動きを予想以上に速め、二六一藩すべてが廃止され、すでに設置されていた東京・大阪・京都の三つの府と旧幕府領や旗本領を管轄していた岩鼻県などの県とあわせ、全国が三府三〇二県に再編成された。知藩事は免職となり東京移住を命じられた。同年十一月には三〇二県を七二県に統合し、政府が任命した知事・県令を派遣して政府は全国を直接統治することが可能となった。しかもこの三府七二県は必ずしも上野国・武蔵国などの旧国とは範囲は一致していなかった。

このような時期に、上野国などの旧国単位の天保国絵図を訂正しただけの新たな「明治国絵図」を作製する意味は何だったのか、政府内部(特に民部省及び大蔵省)で問題となったことは間違いないと考えられる。

気になるのは、「明治武蔵国絵図」の下図の修正を最終組織である岩鼻県が完了したのが明治四年五月だった点である。廃藩置県は同年七月であった。

## むすび

以上、明治初年の上野国絵図と武蔵国絵図の作製をめぐる記述してきた。本稿で対象とした両図が明治初年時点の作製である点については、間違いないと考えられる。特に国立公文書館内閣文庫所蔵の「天保国絵図上野国」(写本、冊次47)については、すでに国立公文書館や川村氏が示唆・指摘したとおり「明治上野国絵図」であることを確認できた。群馬県立文書館所蔵の「武蔵国絵図」についても「明治武蔵国絵図」作製のために明治三〇四年時点で修正されている天保国絵図の縮小された下図であることが確認できた。ただし、その両図の作製過程については、若干明らかに出来た部分があるものの関連史料が十分ではなく推論に推論を重ねるしかないのが現状であり、誤りも多いと思われる。

その理由の一つに、群馬県では岩鼻県や明治初期の群馬県の行政文書はごくわずかしか残されていないという史料残存の現状がある。もう一つは、武蔵国絵図や民部省の地理掛については別に多くの研究蓄積があるのかも知れないが、それらは本稿ではほとんど参照することができなかつたという筆者の怠慢がある。基本的な誤りなどお気づきの点についてはご叱正をいただければ幸いである。そのような見落としがあるかもしれないにもかかわらず両図の紹介を行ったのは、両図がその相互の関係性を含め明治国絵図研究の今後につながるのではないかという予感があったためである。

また、両図に記載されている絵図及び文字情報などを今回は詳細に紹介することができなかった。それらについても多くの見落としがあると思われるが、後日の課題としたい。

最後に、本稿を執筆するにあたり、武蔵国絵図については、当館公文書係瀧沢典枝氏には多大な協力をいただきました。また、本稿への絵図写真などの掲載については同じく公文書係関口光代氏の全面的な協力を得たことを記して感謝いたします。

注

(1) 中島潔「江戸幕府撰上野国絵図の系統的研究―群馬県立文書館所蔵国絵図及び関連史料の検討」『双文』第二七号、二〇一〇年。

(2) 国絵図の基礎的な研究としては、川村博忠『江戸幕府撰国絵図の研究』(古今書院、一九八四年)。また、各国単位の国絵図については、国絵図研究会編『国絵図の世界』(柏書房、二〇〇五年)がある。

(3) 注(2)参照。

(4) (A) については、青木裕美「寛文上野国絵図の基礎的考察―前橋市立図書館所蔵「上野国絵図」をめぐる」『双文』第三三号、二〇一七年。(B) については、斉藤明子「元禄上野国絵図の記載内容について」『双文』第六号、一九八九年。(D) については、干川明子「天保上野国絵図の記載内容について」『双文』第八号、一九九一年。

(5) 国立公文書館内閣文庫所蔵「正保上野国絵図」(日本分国図(23・24)請求番号・一七六一〇二八六)。

(6) 川村博忠『江戸幕府の日本地図』(吉川弘文館、二〇一〇年)。なお、川村氏が指摘する十二鋪については、国立公文書館『内閣文庫未刊史料細目・上』(昭和52年11月)の

「国絵図」の項で「この天保図を縮写したもの一二鋪であつて、その記載内容、描法、大きさ、装訂などいずれも天保図に比べると簡略で、この図の作製目的や性質は明らかでない。「高村数目録」も省略されている。」と記述されているものと同一である。

(7) 長澤孝三「国立公文書館内閣文庫所蔵 国絵図・郷帳の重要文化財指定について」『北の丸』第16号、昭和59年3月。

(8) 注(6)参照。

(9) 内閣官報局編『明治年間法令全書』第一卷(原書房、一九七四年)。

(10) 注(6)参照。この村形の中に村高記載がない点については、注(7)で長澤氏が「民部省達には、石高等記載の指示がないから、これら十二鋪にもその記載がない。」と指摘している。

(11) この明治元年十二月の行政官通達による国絵図が実際に作製された事例としては、磯永和貴「明治政府撰国絵図の編纂事業―丹波国を中心に―」(国絵図研究会「国絵図ニュース」第12号、二〇〇二年八月)がある。これによれば、丹波国絵図は丹後国に県庁が所在していた久美浜県によって調製が進められ、明治二年五月頃には完成している。

(12) 内閣官報局編『明治年間法令全書』第三卷(原書房、一九七四年)。

(13) 旧陸奥国と旧出羽国の分国とは、明治元年十二月七日に、新政府は戊辰戦争に敗北した松平容保等の奥羽越列藩同盟

諸藩に対する処分の基本方針を詔書で示した。同日、太政官布告により「奥羽両国ハ広漠僻遠之地ニシテ古来ヨリ教化洽ク難敷及儀モ有之候ニ付今般両国御取調之上府縣被設置廣ク教化ヲ施シ風俗移易人民撫育之道厚ク御手ヲ被為盡度思食ヲ被為盡度思食ヲ以陸奥国ヲ磐城岩代陸前陸中陸奥ト五国ニ出羽国ヲ羽前羽後ト二国ニ分国被 仰付候條此旨可相心得事」と、陸奥国は、磐城国（いわきのくに）・岩代国（いわしろくに）陸前国（りくぜんのくに）・陸中国（りくちゅうのくに）・陸奥国（りくおうのくに）の五カ国に分割された。出羽国も羽前国（うぜんのくに）・羽後国（うごのくに）の二カ国に分割された。

(14) 注(6) 参照。

(15) 注(13) 参照。

(16) 注(6) 参照。

(17) 注(6) 参照。

(18) フィルムで閲覧したのは、国立公文書館内閣文庫所蔵の下図・縮図とされる「伊賀国」二鋪(冊次14と冊次15)、「伊勢国」(冊次17)、「美濃国」(冊次43)、「越前国」(冊次67)、「播磨国」(冊次93)、「土佐国」(冊次119)、「豊後国」(冊次127)、「肥前国」(冊次127)の九鋪で、十二鋪のうち「越後国」と「蝦夷国」の二鋪は閲覧していない。

(19) 内閣官報局編『明治年間法令全書』第三卷(原書房、一九七四年)。

(20) 注(6) 参照。

(21) 阿部俊夫「明治三年六月民部省布達と白河県の国絵図」『郡山女子大学紀要』四十九号、二〇一三年)。

(22) 阿部俊夫『近世ふくしまの国絵図』(歴史春秋出版株式会社、二〇一〇年)。

(23) 注(6) 参照。

(24) 注(2) 参照。

(25) 加賀藩が担当した明治初年の越中・加賀・能登の国絵図の作製事業については、野積正吉「加越能における明治国絵図の作製とその歴史的意義」『富山史壇』一四一号、二〇〇三年)。

(26) 明治初年の民部省の動向については、松尾正人『廢藩置県の研究』(吉川弘文館、二〇〇一年)。

(27) 民部省の全国測量への動機については、丹羽邦男氏が『地租改正法の起源』(ミネルヴァ書房、一九九五年)の中で、明治三年当時、民部省鉄道掛に出仕していた元笠間藩士で幕末には勘定奉行並で活躍した旧幕臣小野友五郎の建白書を紹介している。その全文は以下の通りである(原典は『改訂肥後藩国事史料』巻十、六二一九頁)。

九月某日民部省出仕鉄道懸小野友五郎全国測量の議を献す  
〔明治三年ヨリ探索書控〕

静岡藩

民部省出仕鉄道懸り

小野友五郎建白

全国測量之儀ハ乍恐不可缺御事件ト奉存候右ハ御国地並ニ

北地之ノ御廣狭耕地山川原野等ノ区ヲ立周海島峽及諸港淺

庚午

深暗礁等ニ至ル迄取調候儀ニ御座候尤伊能勘解由測量図並

九月

御国図ト唱江村方里数等取調候図面御座候ニ付夫等ヲ改正  
仕候得ハ御成功モ抄取り精巧之全図出来可申候且經緯度ヲ

(28) 山岡光治『地図をつくった男たち』(原書房、二〇一二  
年)。

分明仕候ニハ各所ニ於テ諸曜ノ正行ヲ測量仕リ造曆ノ法ヲ

(29) 注(27) 参照。

以テ其実行ヲ推算致候ニテ其法則品々御座候得トモ假令ハ  
月食ハ地球ニ在テ人吾視處其食甚ニ於テ何レモ同様ニ御座

候ヘトモ各所ノ時刻ハ悉ク相違仕候ニ付是等ニ基キ取調候

儀ニ御座候依之御国地測量仕候ハ造曆測量等モ相心得者ニ

無之候テハ難相成右之人員甚乏敷可有御座哉乍併算學測量

等相心得候者御座候ハ、其法則モ了解可仕候間業前相応之

者數員御撰挙相成リ御當地ニ於テ右法則教授之法ヲ立実測

等相試ミ候上夫々等級相立上等測量方壺人下等測量方一兩

人一組ト仕リ各所ヨリ追々出仕被 仰付候ハ、可然奉存候

扱北地は境界ノ地ヲ初メ山岳ノ位置高低及周海諸港淺深暗

礁等並ニ川々水便ノ地ニ至迄取調候ニ付同所御開拓ノ御基

本トモ可相成殊ニ全国測量仕候間御国ノ廣狭耕地山川原野

等取調候ハ勿論在来不毛ノ地モ水利ニ因テ相開キ或ハ川々

堤防ノ自然等皆地勢ノ關係ニ御座候ヘハ是等之儀は取調ヘ

第一府藩縣及ヒ周海島嶼ニ至迄各所之位置悉ク相定リ候上

ハ全国ノ模様照覽シ安ク其上航海之方向不誤様相成リ申候

依之全国測量之儀ハ不容易大業ニ御座候ヘトモ乍恐御大政

ノ御基本トモ可相成儀ニテ方今不可缺御次第ト奉存候何卒

御取急御評議被為在早々御手始相成リ候様仕度此段奉建言  
候以上

# 大正期の『群馬縣史』編纂と史料調査活動

## ―「史蹟史料調査復命書綴」を中心に―

岡田 昭二

はじめに

一、編纂事業の発端

二、編纂の目的と事業の経過

三、『群馬縣史』の構成と概要

四、飛澤勇造の略歴と史蹟史料調査

五、「史蹟史料調査復命書綴」にみる視察・調査状況

六、『上毛及上毛人』にみる縣史編纂の動向

結びにかえて

はじめに

明治から昭和戦前期に至る群馬県の歴史・地誌等の編纂事業を振り返ると、まず明治新政府による修史事業（国史及び皇国地誌編輯）の一環として、明治十年（一八七七）前後に群馬県令楫取素彦の下で実施された「群馬縣歴史」と「上野国郡村誌」が近代群馬の最初の史誌として知られている。続いて明治四十二年には、神山閏次郎知事の訓令で新たに各町村毎に「郷土誌」の編纂が行われ、さらに大正から昭和初期にかけては大正天皇即位大典あるいは郡制廃止の記念事業として県内各郡毎に「郡誌」の編纂も始まった。その一方で、この「郡誌」とほぼ同時

期に『群馬縣史』の編纂が開始されることになり、昭和九年（一九三四）の陸軍特別大演習の際にはそのダイジェスト版として『上毛大観』が刊行されたことは周知のとおりであろう。

筆者は、これまで群馬県における近代以降の歴史・地誌等の編纂事業の実態及び歴史資料の調査・収集活動の変遷を明らかにすることを課題として、当文書館研究紀要『双文』誌上において主に明治前期の史誌編纂と史料調査に関する基本史料を翻刻、紹介してきた。その最初が明治十八年太政官「公文録」（国立公文書館蔵）所収の「関東六県古文書採訪記録」（復命書、古文書採訪日記、採訪文書目録）であり、続いて明治十八年群馬県庶務課「雑事 管外官衙」（当文書館蔵）所収の「旧編輯係事務引継一件書類」、そして「群馬県庁文書」（国文学研究資料館蔵）所収の明治九・十・十二年の庶務課編輯掛「考績録」等である（1）。これら諸史料を基に、明治前期から中期における太政官修史館の古文書調査の実態や「群馬縣歴史」及び「上野国郡村誌」の編輯、さらには明治十八年史誌編輯事務の国への引継手続などの一端を明らかにすることができた。

右の「群馬縣歴史」等が明治政府主導の修史事業であったのに対し、近代群馬の成立から現代までに本県が独自に実施した編纂事業といえ、まず昭和戦前期の群馬縣教育会編『群馬縣



史』全四卷（昭和二年刊、昭和四七年には歴史図書社が全六巻に分冊・復刻）がある。次に昭和戦後以降では、群馬縣議會事務局編『群馬縣議會史』九卷（昭和二六〜平成一七年刊）、群馬縣総務部総務課編『現代群馬県政史』六卷（昭和三四〜平成二九年刊）のほか、群馬県編『群馬県百年史』上・下巻（昭和四六年刊）、群馬県教育センター編『群馬県教育史』全五巻（昭和四七〜五一年刊）等が相次いで刊行されている。そして近年では、昭和四十九年に着手して平成四年度で完結した『群馬県史』全三七巻（資料編二七巻・通史編一〇巻）が最も記憶に新しいところであろう（2）。

さて本稿は、これら編纂事業の中で大正七年（一九一八）に始まり昭和二年（一九二七）刊行された本県初の修史ともいふべき『群馬縣史』を取り上げ、当文書館所蔵の公文書や当時の郷土研究雑誌『上毛及上毛人』の記事などを基に、その主旨や刊行に至るまでの経緯、さらに編纂に伴う史料の現地調査の実際について具体的に明らかにすることを目的とするものである。

## 一、編纂事業の発端

大正期の『群馬縣史』編纂事業は、県下各郡において大正天皇即位大典奉祝記念として「郡誌」（邑楽郡誌・碓氷郡志など）の編纂が実施される中で、大正七年（一九一八）からスタートしたものである。これは群馬県知事三宅源之助（大正三年四月〜同六年九月）の時、大正四年十一月の通常県会において県誌編纂費金千円が上程されたことが発端であるが、編纂方針や所

管部局・期間等をめぐって木曾三四郎・桑島定助議員らが反対して否決されることになった。このため、次の中川友次郎知事（大正六年九月〜同八年六月）が再度提案しなおし、可決されたものである。

まず事業の発端については、前掲の通常県会の開会（十一月二十二日）にあたり、三宅県知事が式辞の中で県の沿革史編纂の必要性を次のように説いている（3）。

### 【史料1】

又本年度に至りまして、今日の処纏つた地歴に係致して居ります縣の沿革史と云うものがないがために、普通教育上に於ては勿論、其他の方面に於きまして、確たる本県の沿革を知ると云う事柄が非常に困難であります。自然之れがために利益を蒙む事が少いのであります。何れの方面から見ましても、之れは有効であろうと考へまして、此の際縣史を編纂すると云う事が適當と認めまして、之れが費用に計上致したのであります。（読点は筆者）

続いて大正四年十二月十一日に開かれた第一次会審議の中で、渡部忠壽内務部長が編纂事業の意義や具体的な実施方法など、提案理由について説明を行っている（4）。それを要約すると、本県には未だ県誌がないが、教育・勸業上有益であるからその参考に供することにした。編纂期間は一か年とし、内容は本県の沿革、気候・風土から人情・風俗等までも網羅する。一方、県下の産業・教育・財政・衛生等に関しては、明治維新から現在

(大正期)までの変遷及び現状を詳細に調査し、冊子で頒布したい。印刷費を計上していないのは予約出版の方法を考えているためである。なお編纂方法については、歴史・地理等の項目は師範学校や中学校・女学校教員を囑託とし、県の現状や維新以降の変遷等の項目は県庁吏員を調査・編纂に当たらせるというものであった。

この渡部内務部長の説明に対し、木檜・桑島議員らは編纂事業の必要性は認識しつつも、従来から著書の刊行や編纂に実績のある上野教育会に補助費を交付して事業を委託すべきであり、また一年間の編纂期間は至難の業で、完全な正史は編纂できないなどの反対意見を主張して第一次会は閉会となっている。続く同年十二月十八日の第二次会で再び審議が行われ、渡部部長は御大典記念事業として有益であると力説したものの、結果的には飯塚志賀議長の下で否決されたため、改めて再提案することになったのである。

その後、三宅知事は大正六年九月で退任することになるが、後任の中川友次郎知事が再び提案して可決され、大正七年七月から新たに五か年事業として編纂事業に着手することになったのである。ただ、県会における可決に至るまでの審議の経過やその内容などについては残念ながら詳らかではない。

## 二、編纂の目的と事業の経過

縣史編纂事業は前述のような曲折を経て大正七年(一九一八)から実施されることになり、最終的には昭和二年(一九二七)

に群馬縣教育会編『群馬縣史』全四巻として刊行されたわけであるが、編纂の目的については第一巻の巻頭言の中で次のように記している(5)。

### 【史料2】

古今の推移を叙し、人文發展の由来を詳にする史乘に至りては、未だ曾てこれ有らざりき、(中略)

輓近世運の進歩は、地方史研究の急務を促して歇まず。蓋し其の因由する所を明かにし、依りて以て地方文教及び行政を振作更張し、施いて國家の進運に寄与せんとする外ならざるなり。(中略)

古今の趨勢を領得し、文化の過程を察知し、所謂温故知新の一助ともなし、以て愛郷の赤心を涵養し、自治民育に貢献する所あらば、則ち本史公刊の目的を達成するに幾許からん。

すなわち、近年日本社会が大きく進展する中で地方史の研究が急務となりつつあることを背景に、本県が独自に実施した最初の修史事業として位置づけることができるであろう。そして本史の刊行によって、県の教育文化や地方行政の振興さらには國家の發展に寄与し、併せて県民の愛郷心を涵養し自治民育に貢献することとされていることがわかる。

さらに第一巻の緒言(其一)においては、郷土の歴史は国史の一部であり、郷土史は国史成美の上に欠くべからざるものとして縣史編纂の意義を明らかにし、この編纂の経過を詳述して

いる。それによると、本事業は大正七年（一九一八）七月九日、内務部学務課内に県史編纂委員一名（飛澤勇造）を配置して関係史料の採訪を開始することになったが、二年後の同九年五月末で飛澤が転任することになり、代わって戸田桑治郎が七月二十九日に着任し、蒐集史料の整理や新たな史料採訪に当たることになったとしている。また編纂及び執筆に関しては、同十年十一月十五日に歴史学者（早稲田大学教授兼愛知県嘱託）の堀田璋左右に委嘱されることになり、以後、主に堀田が政治編を、戸田が教化編の史蹟名勝を分担し、両者の連絡を密にするため毎月一回の調整会議を開催することにしたようである。

一方、明治・大正期の史料に関しては群馬県庁内の行政文書が必要不可欠ということから、大正十一年七月七日には県から庁内調査委員が任命され、約半年間にわたって農林・畜産業、河川・道路交通、保安・医務、社寺・兵事、学事、会計・統計、県会、勸業、社会事業・赤十字・愛国婦人会等々の史料の蒐集に当たらせている。これによって大正十二年八月になると関係史料や草稿がほぼ出揃ったため、それらは横浜にある堀田氏の書齋で一時保管されることになったのである。ところが、脱稿間際の同年九月一日、いわゆる未曾有の関東大震災が発生し、それに伴う火災で建物が全壊・焼失してしまい、戸田・堀田両氏が執筆した草稿全部と史料数百巻のすべてを失うことになってしまったのである。このため編纂事業は一旦中断され、堀田・戸田の両氏も解職となっている。

その後、県下有識者の間から事業再興の気運が高まり、県は大正十三年四月一日、群馬縣教育会へ改めて編纂事業を委託し

事業が継続されることになったのである。この再開した編纂事業においては、復職した堀田璋左右が上代から江戸時代まで（第一巻〜第三巻）を分担し、県庁内の明治・大正期の史料蒐集と執筆（第四巻）については、同十四年五月一日に嘱託となった八木昌平が主に担当することになった。その結果、全てを脱稿して昭和二年四月から刊行に向けて印刷に着手したのである。

### 三、『群馬縣史』の構成と概要

前述のような編纂経過により昭和二年（一九二七）完結したのが現在知られている『群馬縣史』であるが、参考までに各巻毎の構成を示すと次のとおりである。

#### 『群馬縣史』全四巻（昭和二年刊、群馬縣教育会）

・第一巻（昭和二年九月刊）全七七〇頁

序説、第一期 上代、第二期 王朝時代、第三期 鎌倉時代、第四期 吉野時代、第五期 室町及安土桃山時代

・第二巻（昭和二年六月刊）全九一八頁

第六期 江戸時代

・第三巻（昭和二年六月刊）全七一〇頁

第六期 江戸時代（接前）

・第四巻（昭和二年八月刊）全一〇八八頁

第七期 現代

全四卷（総頁数三四八六頁）の内容についてみると、まず上代から大正期までを全七期に時代区分し、第一巻は古代から戦国期まで、第二巻は江戸時代の上野諸藩・諸侯、旗本・代官の系譜や事績、第三巻は江戸時代の社会・経済・文化、そして第四巻は明治から大正末期までの県の政治・経済・文化の全般を対象としている。また原稿を執筆する際の引用または参考文献としては、主に栗田寛『新撰姓氏録考証』、富田永世『上野名跡志』、吉田東伍『大日本地名辞書』、豊國義孝編『上毛及上毛人』、高橋周禎『上毛偉人伝』、岡部福蔵『上毛人物志』などの地誌・刊行物や郷土雑誌を主な典拠としたほか、第四巻の明治・大正期においては「群馬縣史稿」「群馬縣布達令書」「群馬縣統計書」等の県行政資料をはじめ、秋田・埼玉等の他県史誌を参考にしたとある。

なお、関東大震災前の当初の編集計画では、縣史全体を政治編と教化編の二編で構成することとして、政治編は古代から大正期までを扱い、教化編は史蹟・名勝・社寺・産業・風俗・災異・篤行等を含め、挿図も二〇〇点を掲載する予定であったようであるが、大震災の影響で史料蒐集が間に合わなかったためか、当初の予定も大幅に変更せざるを得なかったものと思われる。

#### 四、飛澤勇造の略歴と史蹟史料調査

大正七年（一九一八）から着手された『群馬縣史』の編纂は、県の内務部学務課が所管し、飛澤勇造を編纂主任として史料の

蒐集が始まったが、この編纂事務に関して、大正八年七月の中川友次郎知事から大芝惣吉知事への「事務引継書」の中では次のように記している（6）。

#### 【史料3】

##### 三、縣史編纂事務ニ関スル件

縣史ガ、自治民育及学校教育上、必要ナルコト言フ俟タス、本県ハ未タ之レヲ有セサルヲ以テ、大正七年六月、学務課ニ之カ編纂主任者ヲ置キ、目下材料蒐集中ニ属ス

また編纂主任の飛澤勇造について『群馬県教育史』別巻（人物編）によると、明治十六年（一八八三）十二月十八日、東京府東京市深川区冬木町十二番地生まれ、群馬県立前橋中学校を経て、同四十一年七月早稲田大学高等師範部歴史地理科を卒業、北海道庁立小樽中学校教諭心得、同校教諭となった。大正七年六月群馬県属となり、内務部学務課勤務を命ぜられ、更に同九年四月群馬県立前橋中学校教諭、同年五月群馬県立前橋高等女学校教諭を歴任し、昭和七年（一九三二）三月群馬県立沼田高等女学校長に迎えられ、同十六年三月に退職したとある（7）。

一方、内務部学務課の大正十年「叙位叙勲」関係文書綴には、飛澤の高等官七等待遇から従七位への叙位内申調書があり、これによると東京府士族、前橋市石川町在住とあり、その略歴の一部を抄出すれば次のとおりである（8）。

・明治四十一年（一九〇八）十二月十六日 北海道庁立小樽中学校教諭（判任待遇）

表1 飛澤勇造の史蹟史料調査口・出張先・復命提出日の一覧

回数	調査日(日数)	出張先	提出日
1	大正7年10月11日～17日(7日間)	東京市	10.22
2	同7年11月9日(1日間)	伊勢崎町	11.15
3	同7年11月27日(1日間)	高崎市、碓氷郡豊岡村	11.28
4	同7年12月23日～26日(4日間)	碓氷郡(安中・板鼻・磯部・松井田・横川・坂本)	1.6
5	大正8年2月4日～11日(8日間)	東京市	2.12
6	同8年2月16日(1日間)	群馬郡豊秋村	2.21
7	同8年4月14日～20日(7日間)	新田郡	4.24
8	同8年5月12日～18日(7日間)	邑楽郡	5.21
9	同8年6月27日～7月16日(20日間)	東京市	7.24
10	同8年8月4日～11日(8日間)	利根郡	8.27
11	同8年9月2日～12日(11日間)	吾妻郡	9.22
12	同8年9月29日～10月1日(3日間)	群馬郡	10.9
13	同8年10月11日～16日(6日間)	群馬郡	10.21
14	同8年10月23日～24日(2日間)	勢多郡(荒砥村)、群馬郡(片岡村)	10.27
15	同8年11月10日～15日(6日間)	山田郡、勢多郡	11.25
16	同8年11月28日～29日(2日間)	佐波郡(伊勢崎町・芝根村)	12.4
17	同8年12月6日～20日(15日間)	東京市	12.24
18	大正9年1月27日～2月1日(6日間)	佐波郡	2.18
19	同9年2月26日～28日(3日間)	東京市	3.3
20	同9年3月22日～27日(6日間)	邑楽郡、新田郡、前橋市、群馬郡、多野郡	4.5

(文書館蔵「大正七年 史蹟史料調査復命書綴 内務部学務課」大1144より作成)

・大正二年(一九一三)三月二十六日 休職  
 ・大正七年(一九一八)六月三十日 群馬県属(判任官)  
 ・大正九年(一九二〇)四月一日 群馬県立前橋中学校教諭  
 (判任待遇)  
 ・大正九年(一九二〇)五月三十一日 群馬県立前橋高等女  
 学校教諭(判任待遇)  
 ・大正十年(一九二一)二月二十四日 公立高等女子校教諭  
 (奏任待遇)、同日 群馬県前橋高等女学校教諭

すなわち、飛澤は明治四十一年十二月、二十五歳で小樽中学  
 校の教員となったが、なぜか大正二年から五年ほどの休職期間  
 (この間の活動は不明)を経て、同七年六月から群馬県職員に  
 任用された。そして内務部学務課内で『群馬縣史』編纂事務を  
 担当し、大正九年四月に前橋中学校教諭として転任するまでの  
 約二年間、編纂主任として専ら県内外の史料の所在調査及び蒐  
 集活動に従事することになったのである。

ところで、当文書館所蔵「群馬県行政文書」の中には、飛澤  
 勇造が大正七年十月から同九年三月末までの約一年半にわたっ  
 て実施した縣史料蒐集のための所在調査記録が内務部学務課  
 「史蹟史料調査復命書綴」として保存されている(9)。これに  
 よると、教育事務嘱託の飛澤は大正七年十月の東京市への出張  
 を第一回として延べ二十回(通算一二四日間)に及ぶ県内外の  
 史料調査を実施し(表1参照)、そのつど詳細な復命書を作成し  
 て、当時の中川友次郎知事(大正八年七月以降は大芝惣吉知事)  
 に調査状況を報告していたことがうかがえる。

この復命書綴からは当時の史料調査の具体的な様子をうかがい知ることができるので、一例として飛澤が大正七年十月十一日から十七日までの七日間、東京市へ初めて出張した時の足跡を全文翻刻して紹介することにした。なお、二回目以降の復命書もほぼ同様な書式で記述されている。

#### 【史料4】

(欄外・朱書)

「復命内容ニ基キ、資料所蔵者ニ照会又ハ尋問シ、資料筆写・借覧ノ件取計ヒ可然哉、相伺候也(石黒印)」

内務部長(窪谷印) 学務課長(石黒印) 課寮(関口印)  
知事(中川印)

#### 復命書

小官儀

本月十一日ヨリ十七日迄七日間、県史ノ件ニ付東京市ニ出張致候処、其ノ状況別紙ノ通りニ候間、此段及復命候也

大正七年十月二十二日

教育事務嘱託

飛澤 勇 造印

群馬県知事 中川友次郎 殿

大正七年十月 県史料調査状況

十月十一日(金)

一午前十時二十分前橋出発、午後二時半東京着

一予テ本県史組織案ニツキ、其ノ校閲ヲ請ヒタル文学士堀田璋左右氏ヲ訪ヒ、更ニ右案ニツキテ詳細ノ批評ト指示トヲ乞ヒ、又史料ノ蒐集及取扱法ニ付、其ノ指導ヲ得タリ、氏ハ先キニ史料編纂官、坂田郡志編纂長、名古屋市史編纂長トシテ、此種ノ事業ニハ深キ経験ヲ有シ、現ニ早稲田大学史学科教授兼愛知県嘱託タリ、今後本県史編纂上、便宜ヲ計ランコトヲ約セラル

一同氏ヨリ東京帝国大学史料編纂掛ニ紹介状ヲ得タリ

一同氏ヨリ其ノ所蔵ニカ、ル「徳川加除封録」ヲ借用セリ

十月十二日(土)

一維新史料編纂事務局ニ至リ、史料編纂官大塚武松、同渡邊盛衛、史料編纂官補薄井福治ノ諸氏ト面会シ、同局ノ史料蒐集ノ範囲并ニ状況ニツキ承合ス

史料蒐集主任ハ渡辺氏ナルヲ以テ、主トシテ同氏ト談ヲ交ヘタリ

同局蒐集ノ史料ハ、弘化四年(孝明天皇即位ノ年)ヨリ明治四年(廃藩置県ノ年)ニ至ル二十六年間ニ亘リ、此ノ間ノ史実ニ関係アル一般ノ図書及古文書ヲ蒐集シ、十余名ノ編纂官ト二十余名ノ筆生トヲシテ、之ガ整理及筆写ニ当ラシメ居レリ、目下ハ蒐集時代ニシテ編纂ニハ着手シ居ラズ

同局ニテ蒐集セル図書・古文書等ニテ、本県ニ関係アルモノニツキ閲覧センコトヲ請ヒシモ、史料ノ分類ハ地方別ニヨラズ、年月別ニナリ居ルニヨリ、更ニ二十五日若クハ十六日ニ来ルベキ旨、話シアリタリ

十月十三日(日)

一 蘆田伊人氏ヲ訪ヒ、本県史組織案ニツキ意見ヲ聴取シ、尚  
ホ同氏所持ノ材料ニツキ、便宜ヲ与ヘラレンコトヲ乞フ、  
同氏ハ現ニ松平春嶽公伝編纂囑託ニシテ、兼ネテ福井県史  
囑託委員タリ、從來地誌・歴史編纂ニハ婁々経験アリ、尚、  
目下喜田文学博士ノ助手トシテ、帝国学士院奨励金ニヨリ  
「大名領地ノ研究」ニ従事セルニヨリ、其材料ノ一部（明  
治元年調査旧高旧領取調）ヲ借用ノ上、筆写セシムルコト  
トセリ

#### 十月十四日（月）

一 旧伊勢崎藩主酒井子爵ヲ訪問ス、生憎不在ナリシニヨリ、  
同家々令某氏ト面会、旧藩当時ノ民政史料ニツキ承合ス、  
同家所蔵ノモノニテハ、系譜以外ニハ特ニ材料ナキ由ナリ  
尚、本県伊勢崎町郵便局長相川某（旧名主ノ家）ハ、当時  
ノ材料ヲ多数蒐集所蔵セルニ付、同人ヲ訪問セバ、便宜多  
カラント談アリタリ

#### 十月十五日（火）

一 維新史料編纂事務局ヲ訪ヒ、史料編纂官大塚武松、同渡辺  
盛衛、書記齊藤文蔵ノ諸氏ト面会シ、本県ニ関係アル左記  
史料ヲ閲覧スルコトヲ得タリ、尚、今後閲覧若クハ謄写等  
ノ必要アラバ、予メ同局長宛ニ申請書提出、許可ヲ得置カ  
バ、便宜取計フベキ旨、申聞ケラレタリ

#### 記

- 一 勤王殉国事蹟読本（明治元年戊辰ノ役・上野国ノ部）
- 一 諸家々譜（上野国各藩主ノ分）
- 一 諸家々記（同 右）

- 一 諸藩記録（同 右）
- 一 勤勞事蹟（新田義雄ノ分）
- 一 諸事覚（高崎藩）
- 一 川越藩（松平氏）領分石高帳
- 一 川越藩（松平氏）家中名簿
- 一 館林藩士柴田義行手記 奥羽征伐戊辰役日記
- 一 武田耕雲齋始末書
- 一 諸事留（沼田藩御用部屋 安政六年ノ日記）

#### 十月十六日（水）

一 東京帝国大学史料編纂掛ニ出頭シ、史料編纂官補八代國治  
氏ニ面会シ、本県史編纂ニツキ将来便宜ヲ与ヘラレンコト  
ヲ請フ、帝大史料編纂ノ事業ハ水戸ノ大日本史ノ後ヲ継グ  
ルモノニシテ、既ニ蒐集セル史料ハ大日本史料及大日本古  
文書トシテ、南北朝ヨリ徳川ノ初期（元和年間）迄ハ編纂  
出版ヲ了シ、頗ル浩漭ナルモノナレバ、其内ヨリ群馬県ニ  
関係アル部分ヲ調査スルコトハ、一朝一夕ノコトニアラザ  
レバ、当方ニ専任ノ人ヲ置クカ、然ラザレバ当大学ニ其ノ  
調査ヲ一任スルカニ非ザレバ、充分之ヲ利用スルコト能ハ  
ザルベシトノコトナリキ

一 帝国大学図書館ニ出頭シ、司書内藤智秀氏ニ面会、本県史  
誌ニ関係アル図書ノ調査ヲナシタルニ、嘗テ内務省地理局  
ニ於テ編纂セル大日本地誌提要（八冊）ヲ始メ、同局ニテ  
編纂ニ着手シテ僅ニ安房国丈ケヲ出版シ、其ノ他ノ編纂ヲ  
中止セル、大日本国誌ノ未定稿ガ同館ニ保存セラレ、又、  
全国各町村誌及町村地図等モ亦保存セラレ居ルヲ知ルヲ得

タリ

十月十七日（木、神嘗祭）

一午後〇時二十分上野発、午後四時半帰庁、以上

### 五、「史蹟史料調査復命書綴」にみる視察・調査状況

「史蹟史料調査復命書綴」には大正七年（一九一八）からわずか一年半の間に全二十回に及ぶ史料調査の状況が各回毎に日付け順に記録されている。これによって飛澤勇造が精力的に実施した史蹟史料の所在調査や聞き取り等による情報蒐集活動の様子を具体的に知ることができる。以下、第一回から第二十回までの各調査の復命書を基にその調査活動の足跡を辿ってみることにしたい。

#### ○第一回調査（大正七年十月十一日～十七日、東京市）

右の復命書によれば、飛澤は大正七年（一九一八）十月十一日朝前橋を出発、午後東京に到着。まず早稲田大学史学科教授兼愛知県嘱託の堀田璋左右（のち大正十年十一月、執筆委員に委嘱）宅を訪問、『群馬縣史』編纂事業の組織や関係史料の蒐集及びその取扱い方法等について指導助言を仰ぎ、今後の編纂事業への協力方についても内諾を得る。次いで東京帝国大学史料編纂掛への紹介状を受け取り、堀田氏所蔵の史料（徳川加除封録）を借用している。

翌十二日は、維新史料編纂事務局へ伺い、史料の蒐集方法や活動状況などを視察。十五日、改めて同事務局へ伺い、群馬県

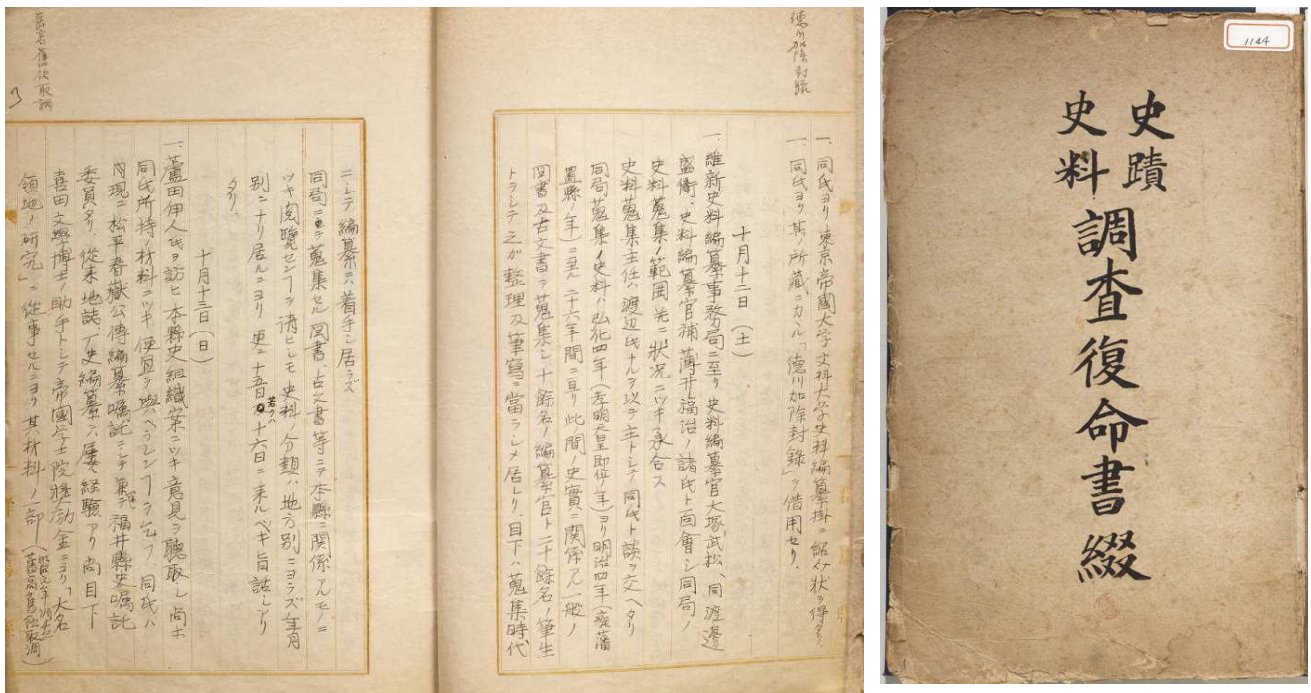


写真 調査復命書の表紙と本文



関係史料（上野各藩家譜・諸記録など一一点）を調査。

十三日は、松平春嶽公伝編纂嘱託兼福井県史嘱託であり史誌編纂に経験豊富な蘆田伊人宅を訪ね、編纂事業の組織案について意見を求め、所蔵史料の一部（旧高旧領取調帳）を借用。

十四日は、旧伊勢崎藩主酒井子爵宅（本人不在）へ伺い、伊勢崎町の旧名主相川家など民政史料に関する所在情報を入手。

十六日は、堀田氏の紹介状により東京帝国大学史料編纂掛へ伺い、史料調査への協力を依頼した後、帝国大学図書館へ立ち寄り関係史料の情報収集を行い、翌十七日の午後、上野発の列車に乗り夕方に帰庁、二十二日に復命書を中川知事に提出。

ところで、右の蘆田伊人（明治十年生まれ、福井県出身、歴史地理学者）から借用の「旧高旧領取調帳」に関連して、飛澤は蘆田あて次のような書簡を出し、取調帳記載の町村名に幾つかの誤記があることを指摘するとともに、後日、国分寺方面の調査を予定していることが他の史料から窺うことができる（10）。

### 【史料5】

拜啓 其後は御無音申上候、時下寒冷之候、御左右如何に御座候か御伺ひ申上候、私事其後幸に無怠罷在候間、無憚御休神被下度候

扱、先般御高配を得候旧領旧高により、更に明治元年以後、町村制施行（明治二十二年）に至る迄の各町村の分合廃止簿を調査し、現行の本縣地図に色別にて幕領（御料）・旗本領・各藩領・社寺領・他国藩領等を記入し、「上野国旧領地図」とも云ふべきものゝ作製を了し申候、旧町村名にて今

は大字名にさへ其名称残り居らざるものも随分に有之候右取調ノ節、御所持の「旧領旧高取調帳」につき心附きの点、二三左に申上候

（中略）

若シ大兄ノ原帳ニ括弧内ノ如クニ記載有之候場合ハ、小生ノ方ノ筆耕ノ誤記ト御承知被下度候

国分寺方面の史蹟踏査の件は、一月中旬に致し度き見込み（今迄ハ主トシテ旧名主等ヲ訪問シ致居候）につき、御都合如何に候か、若し御都合よろしく候ハ、御申越シ被下度、さすれば更に期日の点につき御相談申上ぐべく候 敬具

十二月十六日（大正七年カ）

飛澤 勇造

蘆田 学兄

なお、飛澤の県外（東京市）への出張は、表1からも明らかのように第一回の調査後、大正八年二月（八日間）、同年六月（二十日間）、同年十二月（十五日間）、同九年二月（三日間）の全五回にわたって実施されていたことがわかる。

### ○第二回調査（大正七年十一月九日、伊勢崎町）

第二回目は、十一月九日の日帰り調査であったが、伊勢崎町郵便局長・郷土史家の相川之賀氏（同家は旧藩政下に町名主歴任）を訪ね、同氏蒐集の考古関係遺物や板碑・古文書（触書・証文・留書・日記など）を調査、江戸時代の御条目・触書・日記・記録類二三点を借用。

なお、十一月十五日付け提出の復命書には史料調査に先だち、

群馬県の窪谷内務部長から相川氏あて照会状の發議文（十月二十四日付け）と相川氏から窪谷部長あて回答の返書（十月三十日付け）が挿入されているので参考に掲げておく。

【史料6】

（欄外）「十月二十六日決裁」

浄書⑨ 校合⑨⑩ 發送10月28日⑨

大正七年十月二十四日發議 内務部 学務課 飛澤属⑨

知事「代理決裁」内務部長（窪谷⑨） 学務課長⑨

課僚（関口⑨）

史料調査ニツキ照会ノ件伺

伊勢崎郵便局長相川之賀儀、旧藩当時ノ史料多数所蔵ノ趣ニ付、予メ左案ノ通り照会ノ上、近日出張調査可然哉、伺上候

（案）

内務部長

伊勢崎郵便局長 相川之賀宛

拝啓 秋冷の候、益々御清適奉賀候、陳ば今般本県に於て県史の編纂を企て、目下史料蒐集中に有之候処、貴殿には旧藩当時の史料多数御所蔵の趣につき、近日県吏を出張せしめ可申候間、万事便宜の御取計ひ相願度、此段得貴意候、敬具

追伸

御都合も可有之と存候につき、御便宜の日時御申越被下度候也

.....  
（挿入、封書表）

「群馬県

内務部長（「前橋7・10・31」消印）

窪谷逸次郎 殿

貴酬」

（封書裏）

「伊勢崎□□

□十月三十日」

拝啓

貴翰拝読仕候、佐の如く秋冷の候、益御清間奉大賀候、扱々御申越の義、御参考ニ相成候□□夫料ハ如何かと存し候へ共、細少ハ所持致し候間、来月五日過二候ハ、何時ニても御出張下され候て差支御座なく候間、御待ち受申上□候、

先ハ取敢へず貴答迄、如此申候 不一

十月三十日

相川 之賀

群馬県内務部長

窪谷 逸次郎殿

侍史

右のとおり飛澤は、県内市町村の史料調査に入る前に内務部長名で依頼状を送付し、調査先と日程調整をした上で現地調査を行っていたことがわかる。

○第三回調査（大正七年十一月二十七日、高崎市・碓氷郡豊岡村）

第三回目の調査も十一月二十七日の日帰り調査であった。まず午前中、高崎市山田町の旧高崎藩祐筆齊藤戒三（天保六年生れ）家を訪ね、大河内家系図・分限帳・郡方式など五点を借用、続いて高崎中学校へ伺い、伊藤校長らと郷土誌について懇談後、収蔵図書を調査。

午後は、碓氷郡豊岡村の旧高崎藩肝煎名主峯岸四郎氏（天保八年生れ）宅へ伺い、多数の所蔵文書の中から岩鼻御触書・年貢割付状など九点を借用。なお、二十八日付け復命書にも齊藤・峯岸両氏あて調査依頼状の発議文（十一月二十日付け）と齊藤氏からの返書（断簡）が挿入されている。

○第四回調査（大正七年十二月二十三日～二十六日、碓氷郡安中・板鼻・磯部・松井田・横川・坂本）

第四回目の調査は、十二月二十三日から二十六日までの四日間にあつた。まず二十三日の午前、碓氷郡役所の佐藤郡視学を訪ね、郡内の史料所蔵者や史蹟の現状等について情報収集するとともに、「碓氷郡誌」編纂中の史蹟名勝写真から碓氷関所址・新島襄肖像など二三葉の提供方を依頼。午後は安中小学校へ伺い、安中藩主板倉勝明編「甘雨亭叢書」・版木を閲覧後、安中町の旧安中藩士小林喜三郎氏（元小学校教員、歴史地理に造詣深く故坪井理學博士や柴田常恵らと親交）を訪問、所蔵の安中城図を閲覧後、板倉勝明著「征西紀行」を借用。

二十四日の午前、板鼻町役場の町長福田彰一郎氏（旧町名主

・問屋）を訪ね、駅通関係史料の提供方を依頼。午後は安中町の旧藩士小林竹七郎氏（明治十年代中頃、楫取県令の命で碓氷郡内の地理・史蹟等を調査）を訪問、安中記など三点を借用。その帰途、安中・原市間の杉並木を視察後、安中キリスト教会にて牧師柏木義田氏に面会、県内のキリスト教伝播・発達史の調査を依頼。

二十五日の午前、松井田町新堀村の補陀寺住職武藤了義氏の案内で大道寺駿河守の墳墓を視察。なお同寺の宝蔵では什器・古文書等を陳列、一般の観覧・利用に供していた。この後、松井田古城址を視察、さらに松井田町役場の町長村山初太郎氏を訪ね、町内の史蹟名勝等の調査方を依頼。午後は磯部村を訪ね、書記の案内で松岸寺大野九郎兵衛の墳墓等を視察。

二十六日の午前、横川町にて碓氷関所址前の後閑利三郎氏を訪ね、関所に関する聞き取り調査を行い、関所手形数枚を借用。続いて坂本町役場の町長市川岸郎氏を訪ね、交通関係史料等の蒐集方を依頼した後、午後一時三十分横川発の列車に乗り、午後四時に帰庁。復命書は翌八年一月六日付けで中川知事へ提出。

○第五回調査（大正八年二月四日～十一日、東京市）

東京市の調査は、大正七年十月の調査に続き二回目であり、大正八年二月四日から十一日までの八日間にわたる。まず二月四日前橋を発し、史料鑑定のために本郷区駒込林町の三上参次博士を訪問するが、近畿方面へ出張のため不在。

翌五日、維新史料編纂事務局へ伺い、書記・編纂官に面会、松平伯爵家所蔵史料に関する聞き取りと昨年十月委託した史料

(松平・酒井・秋元家譜など)の謄写状況を視察。

六日・七日の両日は、東京帝室博物館にて学芸委員・技手に面会、古墳調査や共同実地踏査について懇談後、同館収蔵の発掘品・遺物等の調査や陳列品等を観覧。

八日、東京帝国大学文科大学史料編纂掛へ伺うが、三上参次・黒板勝美博士は出張中のため八代編纂官補に面会、史料鑑定を依頼。続いて同大理科大学人類学教室(柴田常恵助手は帰郷にて不在)の松村瞭氏に面会、石器・古墳時代の遺物や調査状況等の聞き取りを行い、陳列室を観覧。

九日は、麴町区下二番町の松平伯爵家(旧前橋藩主、病中)を訪ね、家令鷺田迅雄氏(旧前橋藩士)に面会、後日、日記類等の閲覧を依頼。その後、旧前橋藩重役の八木始氏及び旧藩士大藤彬氏(「橋藩私史」の編者)を訪問、聞き取り調査や旧藩史料の借用方を依頼。

十日は、大蔵省秘書課記録掛へ伺い、同省が旧民部省から引き継いだ旧藩史料(地租改正紀要・藩制録・旧県出納勘定帳・歳入調書など)を調査。

十一日、神田・本郷の古本書肆にて本県関係史料を調査。今後の購入方を依頼した後、上野発の列車で帰橋。復命書は十二日付けで中川知事に提出。

### ○第六回調査(大正八年二月十六日、群馬郡豊秋村)

第六回目は二月十六日の日帰り調査で、群馬郡豊秋村の飯塚幾太郎氏(県会議員・氏子総代)を訪ね、史蹟名勝調査として早尾神社の古木(大櫓)と同社の由緒等を詳細に調査。復命書

は二十一日付けで中川知事へ提出。

なお、飛澤勇造の史料調査は、東京市及び県内の古文書・日記・記録等の文献史料に限らず、広く郡・市町村の名勝旧跡や神社仏閣にも及んだ。飛澤は大正七年十月の第一回目の東京市調査から帰庁後、県内の著名社寺の由緒等を調査するため、十月二十三日発議により県下の各郡市長あてに次のような照会文を発している。

### 【史料7】

十月二十四日  
学第二八七五号

発送 十月二十五日 ㊟

大正七年十月二十三日発議 内務部学務課 飛澤属 ㊟

内務部長(窪谷 ㊟) 学務課長代理 ㊟ 課寮(関口新井和田) ㊟  
知事(中川 ㊟) 要後閱 社寺係 ㊟  
内務部長 ㊟

各郡(市)長 宛

(欄外「十月二十四日決裁」朱印と割契印)

古社寺及著名社寺由緒調査ノ件照会

今般、県史編纂上必要相生ジ候ニ付、貴郡(市)管内ニ於ケル古社寺及著名社寺由緒、左記ノ通り御調査ノ上、来ル十一月三十日迄ニ御回報相成度、此段及照会候也

記

調査事項

○神社

- (一) 名称
  - (二) 社格
  - (三) 所在地
  - (四) 祭神
  - (五) 由緒（成ルベク国史其ノ他ノ古記ヲ引用シテ、其ノ勸請・沿革等ヲ記スヲ要ス）
  - (六) 社伝
  - (七) 古老伝説
  - (八) 神領
  - (九) 神祭
  - (一〇) 社僧及神職
  - (一一) 社殿
  - (一二) 境内地（面積及官・私有地ノ別）
  - (一三) 古文書（重ナルモノハ其ノ写添付ヲ要ス、書体等成ルベク原体ノマ）
  - (一四) 宝物（古器物棟札ノ類ニ重ナルモノハ其写添付ヲ要ス）
  - (一五) 古本及写本（但、史誌ノ材料タルベキモノ）
- 仏 閣（仏堂ヲ含ム）
- (一) 名称
  - (二) 宗派
  - (三) 寺格
  - (四) 所在地
  - (五) 由緒（成ル可ク国史其ノ他ノ古記ヲ引用シテ、其ノ創建・沿革等ヲ記スヲ要ス）
  - (六) 本尊及堂宇
  - (七) 境内地（面積及官・私有地ノ別）

(八) 寺領

- (九) 古文書（重ナルモノハ其ノ写添付ヲ要ス、書体等成ルベク原体ノマ）
  - (一〇) 宝物（古器物類）
  - (一一) 古本及写本（史誌ノ材料タルベキモノ）
- 以上

右の照会文では、調査事項として神社は名称・社格・所在地・由緒・伝説・古文書・宝物など一五項目、仏閣は名称・宗派・寺格・所在地・由緒・古文書・宝物・古写本など一項目を列記して、十一月三十日までに回答するよう指示していた。この県学務課からの照会に対し、県内の各郡役所や高崎市・前橋市では管内各町村毎に報告を取りまとめて県へ提出した。それを編綴したものが、大正八年学務課「古社寺及著名社寺由緒調査」であり(11)、この中には群馬・勢多・吾妻・佐波・多野・碓氷・山田・新田・北甘楽・利根・邑楽の各郡長並びに高崎市長・前橋市長からの各報告が綴られており、当文書館に保存されている。

○ 第七回調査（大正八年四月十四日～二十日、新田郡）

第七回目の調査は、四月十四日から二十日まで七日間に及び、主に新田郡内の史蹟名勝実地踏査と史料調査である。

まず十四日、世良田村世良田の総持寺を視察後、世良田村役場の菊池書記と八阪神社毛呂社司の案内で清泉寺・長楽寺（同寺古文書は先年模写済み）・文殊山古墳・新田岩松氏累代の墓な

どを巡見。続いて同村徳川の東照宮（社掌正田隼人氏は新田氏関係史料を所蔵するが不在）や満徳寺、尾島町の大館宗氏邸跡及び安養寺の触不動を視察。

十五日は、岩松八幡宮に参拝後、社司太田稲主氏（「新田郡史」編述、未完草稿・古文書等写本を所持）と懇談。その後、同社氏子総代茂木氏の案内で青蓮寺・金剛寺・新田尚純夫妻の墓等を視察。続いて尾島町岩松の旧名主裔孫高山牧次郎氏及び同松之助氏を訪ね、日光法会伝馬日記や村明細帳など六点を借用。

十六日は、尾島町役場の金井貢町長を訪ね、民政史料の目録提出方を依頼した後、同町武蔵島の宮下富之丞氏宅へ伺い、遺跡・遺物・史料を調査。続いて澤野村の澤野小学校を訪ね、富岡遠四郎校長に面会、発掘品を見学。続いて某訓導の案内で細谷村の高山彦九郎墓・旧高山邸跡を視察後、高山家一族の蓮沼貞一・同愛助・同福太郎氏を訪ねて史料調査。さらに同村牛沢の朝子塚古墳を視察後、同村高林の旧代官富沢恒次郎氏（多数の民政史料を所蔵、病臥中）を訪ねるが史料調査はできなかった。

十七日は、高山神社・八幡山古墳・大光院新田義重廟・金山・新田神社等を視察後、九合村の古墳男体山・女体山を見学。さらに太田中学校の島野・新井教諭に面会、郡内の史蹟について聞き取りを実施。

十八日は、宝泉村別所の円福寺（國良親王墓ほか）、同村脇屋の正法寺（脇屋義助墓）を視察後、強戸村の寺尾城址周辺を巡察、同村西長岡鉦泉にて由来を調査。

十九日は、笠懸村鹿の岡上景能陣屋跡、藪塚本町大原の景能

神社・同紀功碑、生品村市ノ井の生品神社などを巡見。

二十日は生品村反町の照明寺、木崎町下江田の長慶塚を視察して帰庁、二十四日に復命書を提出。

#### ○第八回調査（大正八年五月十二日～十八日、邑楽郡）

第八回目は、五月十二日から十八日までの七日間、邑楽郡内の史蹟・史料調査である。

まず十二日、邑楽郡役所の高瀬郡視学と視察場所等を打ち合わせた後、秋元文庫にて主任長山信彦氏に面会、文庫の現況（主に凶書）を調査。続いて同氏（旧館林藩士・山林奉行、「邑楽郡誌」編纂に参画）宅を訪問、旧館林藩事蹟・奥羽戦記・館林盛衰記など主な所蔵史料一八点を列記、その一部の謄写方を依頼。

十三日は、館林城址・長良神社・愛宕神社・尾曳神社等を視察し、古文書の複写を依頼。続いて館林町應聲寺を訪ね、分福茶釜由来記の複写を依頼、さらに善導寺にて塚田善亮住職に面会、陳列中の徳川家康自画像など観覧後、榊原康政墳墓を視察。

十四日は、郷谷村善長寺を経て、城沼より赤羽村へ渡り躰躰岡公園を視察。その後、赤羽村役場の某書記の案内で羽附村長沼一郎（旧名主）氏を訪ね、村指出記録一冊を借用。さらに同村の田部井啓十郎氏を訪ねて史料を調査後、楠木神社・赤羽村普濟寺、伊奈良村板倉の雷電神社を巡見、史料の複写を依頼。

十五日は、大箇野村高鳥神社を視察後、六郷村茂林寺にて史料・茶釜等を見学。続いて同村遍照寺へ伺い、徳川氏朱印状・榊原氏黒印状の複写を依頼。

十六日は、佐貫村の佐貫屋敷跡を視察後、同村役場の田口村

長の案内で神谷順一氏（東京市在住）宅へ伺い、史料調査を依頼。続いて富永村瀬戸井の長良神社を見学後、永楽村赤岩の村役場を訪ね、某書記の案内で光恩寺・寺裏堂山・赤岩城主赤井照光墓等を視察。

十七日は、永楽村の舞木城址、大川村古海の高徳寺を訪ねた後、同村の白石好氏を訪問するが上京（病氣静養中）にて不在。続いて児島神社を参拝、社務所にて古墳発掘古刀・古鉾を観覧後、大川村亀子山古墳を視察。さらに大川小学校（校長不在）にて訓導森武一郎氏に面会、古墳発掘土器等を見学。また小泉町龍泉院へ伺い、富岡氏記録・同由緒記・同古文書を調査、その後、小泉城址を視察。

十八日は、長柄村の篠塚城址を見学した後、多々良村小学校を訪ね、清水民治校長の案内で村内の史蹟（大谷休泊墓・日向村古墳・高根村古墳等）を視察。続いて多々良村成島の旧名主吉田於六（旧名主）氏を訪問、多くの民政史料のうち谷田川広伝記・古来覚書・伊勢参宮旅日記など五点を列記。復命書は二十一日付けで提出。

### ○第九回調査（大正八年六月二十七日～七月十六日、東京市）

第九回の東京市の調査は三回目となり、六月二十七日から七月十六日までの二十日間である。調査事項は、前橋藩主（酒井・松平氏）の治績、前橋城の変遷と築城、維新前後の上野諸藩の状況、版籍奉還に伴う経済への影響の四項目としている。

まず二十七日正午に到着後、維新史料編纂局へ伺い、翌二十八日まで維新前後の上野諸藩関係史料（旧館林藩土塩谷氏回顧

録、維新期の館林藩関係事蹟、秋元家日記等）を調査。

二十九日は、松平春嶽文庫編纂掛の蘆田伊人氏を訪ね、地方史編纂等に関して意見交換し、沼田城地図を借用。

三十日から七月五日（七月一日は平和記念日で休日）までは、大蔵省の大臣官房秘書課記録掛において藩制録・府県旧税法・府県地租改正紀要・土族授産伺書・高崎藩農民暴動一件書類などを調査。

六日は、松平伯爵家の家職鷺田迅雄氏を訪ね、同家所蔵の記録類を確認した後、旧姫路藩士・東京帝国大学教授の三上参次博士宅を訪問、氏が編纂に関係した酒井家史料及び地方史編纂に関する意見聴取を実施。

七日から十一日までは、松平伯爵邸にて前橋藩関係の記録・絵図等を調査し、築城の顛末や前橋藩主（朝矩・直克・直之）の事蹟の解明と一部の史料（築城別記・浅間山噴火一件）を借用。

なお、飛澤は伯爵家の前橋城絵図と群馬県庁の前橋城地図を照合して年代比定を行っており、文書館蔵「松平氏再築前橋城図」上に、備考として次のように記している（12）。

### 【史料8】

備考

旧前橋藩主松平伯爵家ニ再築前橋城図（慶応三年二月二日上使土方兼三郎見分トシテ来タリシトキ差出候モノ、控）及再築城内屋敷割・坪数ヲ記入アリシ図アリ

本図ハ群馬県庁ニ所蔵セルモノニツキ不詳廉、並ニ疑問ノ

個所アリシニヨリ、大正八年七月中、群馬県属飛澤勇造史料調査ノ為上京シ節、同邸所蔵ノ右原図ニ基キ増訂（インキ記入ノ分）セルモノナリ

十二日から十五日までは酒井伯爵邸へ伺い、明治三十二年（一八九九）文学博士三上参次・同辻善之助らに家史編纂を委託し、大正二年（一九一三）十二月成稿となった「酒井家史料」（一二一卷写）等を調査し、酒井時代の前橋藩政や藩主の事蹟を解明。また前橋城関係の絵図・記録など三点を借用、翌十六日午後には帰庁。なお、復命書は中川知事に代わって就任した大芝惣吉知事へ七月二十四日付けで提出。

#### ○第十回調査（大正八年八月四日～十一日、利根郡）

第十回目は、八月四日から十一日まで八日間、利根郡内の史蹟名勝の視察及び史料調査である。まず四日から五日にかけて、沼田町にて利根郡役所の高井郡視学と視察日程を打ち合わせた後、河口清沼田中学校長らの案内で沼田城址・材木町天桂寺・鍛冶町正覚寺・榛名町榛名神社等を視察。続いて旧真田氏藩士で沼田町収入役の勅使河原卯平氏（旧名主・問屋）、沼田町役場、沼田中学校等の所蔵史料を調査。

六日は、桃野尋常高等小学校の荻野貞次郎校長らの案内で月夜野村小川城址・下津村名胡桃城址・月夜野村茂左衛門地蔵を視察。続いて桃野小学校及び月夜野村の小野善兵衛氏（郷土史家）を訪問、沼田藩関係史料等を調査。

七日は、新治村の猿ヶ京関址及び旧関所番片野一氏所蔵の関

所関係史料を調査した後、同村の湯宿温泉・塩原太助邸跡・同太助墓・書翰、利南村上久屋の岩井洞観音を巡見。

八日は、東村追貝の吹割ノ瀧と浮島、九日は川場村の湯原温泉、十日は池田村上発知の迦葉山龍華院弥勒、同村岡谷の海野能登守墓、さらに十一日は薄根村田の沼田平八郎墓、同村恩田の高橋又衛（薄根村収入役）所蔵の塩原太助使用茶釜等を視察した後、午後二時沼田発の列車に乗り、夕刻に帰庁。復命書は同月二十七日付けで提出。

#### ○第十一回調査（大正八年九月二日～十二日、吾妻郡）

第十一回目は、九月二日から十二日までの十一日間、吾妻郡内の史蹟名勝視察と史料調査である。まず二日・三日は、中之条町にて吾妻郡役所の関郡視学を訪ね、日程等を打ち合わせた後、同伊勢町の柳田阿三郎氏（中之条町長、中之条郷土誌等を編纂）宅へ伺うが、上京中にて不在（帰庁後、改めて書面で史料照会の予定）。続いて岩井洞・伊勢町の伊参城址・同林昌寺・中之条町の清見寺等を視察。

四日は、名久田村横尾の吾妻神社、同古墳小塚、同村大塚の王塚を視察した後、澤田村の澤渡温泉にて同福田六右衛門氏（澤田村長、丸本旅館）及び福田縫作氏（養祖父福田浩斎は蘭医）所蔵の温泉関係・高野長英関係史料を調査。五日も澤田村にて四万温泉田村茂三郎氏（旅館主）の温泉史料を調査した後、四万温泉・日向見薬師堂を視察。

六日・七日は、原町の吾妻郡立実科女学校八木昌平校長（のち大正十四年五月から縣史編纂嘱託として『群馬縣史』第四卷



を担当)及び田村直次郎町長を訪問。史蹟・史料等所在状況の聞き取り調査の後、巖鼓神社・顕徳寺・善導寺所蔵の古文書等を調査、岩櫃城址・龍臥山・不動堂を視察。

八日は、岩島村にて岩島東小学校小池富次郎校長の案内で三島の古墳を見学。続いて坂上村の坂上小学校長品田議一郎氏・大戸郵便局長一場五郎治氏(旧関所番一場五郎左衛門の後裔)等の案内で仙人窟・大戸関址を視察、関所関係史料の調査及び忠次地蔵を視察。

九日は、長野原町の道陸神峡谷を視察した後、川原湯温泉の温泉取締所樋口喜三郎氏宅にて史料調査。続いて狩宿関址及び栃原秀次郎氏所蔵の関所関係史料を調査。

十日・十一日は、草津町役場にて所蔵目録を基に温泉史料を調査、続いて草津温泉(白旗湯・御内上ノ湯)・白根神社を視察、さらに草津小学校の訓導湯本利三郎氏(日新館湯本柳三郎氏の本家)及び光泉寺にて史料調査。翌十二日は、草津町を出発し、長野原町応桑から草津軽便鉄道・信越線を経由して帰庁。二十日に復命書を提出。

### ○第十二回調査(大正八年九月二十九日～十月一日、群馬郡)

第十二回目の調査は、九月二十九日から十月一日までの三日間であるが、二十九日は、総社町の総社尋常高等小学校校埴田好藏校長の案内にて総社の古墳(蛇穴山・宝塔山・愛宕山・二子山など)を視察。続いて秋元子爵家の菩提寺である元景寺・光巖寺の古跡及び史料調査、さらに国府村引間の国分寺址、発掘品を所蔵する住谷久次郎・同桑蔵氏宅を訪問。

三十日は、元惣社村の蒼海城址を視察した後、長尾将斉氏(総社城主長尾氏の後裔)、松田重成氏・総社神社(共に以前、内閣修史局が古文書調査)へ伺い、絵地図・城主略年譜・上野神名帳など所蔵史料の調査。ただ釈迦尊寺・長見寺は任職不在のため調査は後日を期す。

十月一日は、京ヶ島村元島名の將軍塚古墳を視察し、関係史料の所蔵者(佐藤利太郎・真下儀十郎氏)を列記。復命書は九日付けで提出。

### ○第十三回調査(大正八年十月十一日～十六日、群馬郡)

第十三回目は、十月十一日から十六日までの六日間、前回に続く群馬郡内の史蹟・史料調査である。

まず十一日は、白郷井村の空恵寺(長尾氏累代の墓)・双林寺(長尾昌賢木像)の視察及び史料調査後、中郷尋常高等小学校丹下校長に面会、某訓導の案内で白井城址を視察。

十二日は、長尾村北牧の賑貸感恩碑を視察した後、同村横堀の佐藤市郎兵衛氏(先祖廣吉氏は旧名主・村長)宅へ伺い史料調査。続いて金島村南牧の杳ヶ関址及び田中稲太郎氏の関所関係史料、さらに渋川町真光寺にて古文書の調査。

十三日は、箕輪村の箕輪尋常高等小学校近藤守多校長を訪ね、同氏の案内で箕輪城址・石上寺・下田純一郎氏(村第一の素封家)宅を視察。

十四日は、車鄉村富岡の長純寺(長野業政木像)、上郊村保渡田の上郊村古墳(薬師塚・八幡塚・双子山)を視察した後、世話人矢島周蔵氏(古墳発掘品を保管)宅を訪問。

十五日は、室田町下室田の長年寺（箕輪城主長野氏墓碑）を訪ねるが住職等は不在、古文書は明治三十八年（一九〇五）の火災で焼失。続いて同町榛名神社の社掌原田氏・氏子総代依田省三氏に面会し史料・古器物等を調査。なお、社庫所蔵の史料等は改めて来春に調査を依頼。

十六日は、伊香保町の伊香保神社（社殿・古文書等は明治十一年大火で焼失）を視察した後、伊香保温泉取締所の小林美晴書記長を訪ね、温泉関係図書を調査。復命書は二十一日付けで提出。

○第十四回調査（大正八年十月二十三日～二十四日、勢多郡荒砥村・群馬郡片岡村）

第十四回目は二日間、十月二十三日は勢多郡、二十四日は群馬郡の史蹟調査である。

まず二十三日は、勢多郡荒砥村の主要古墳の現状と発掘古器物の保存状態の視察を目的とし、同村下大屋の産泰神社神職大谷宣氏の案内で大黒塚・伊勢山二見・前二見・中二見・後二見古墳を巡見、現況を調査。

二十四日は、前橋市から高崎市・佐野村を経て、群馬郡片岡村の寺尾城址及び永福寺の新田義重墓碑・茶臼山・櫻塚など、新田氏関係の遺跡の現状を視察、片岡村石原から高崎市經由で帰序。復命書は二十七日付けで提出。

○第十五回調査（大正八年十一月十日～十五日、山田郡・勢多郡）

第十五回目は、十一月十日から十五日までの六日間、山田郡及び勢多郡内の史蹟・史料調査である。まず十日は、山田郡大間々町の高草木三四郎氏（先祖は旧名主を歴任）宅を訪ね、大間々市場関係史料等を調査し、大間々町沿革等四点を借用。続いて同町桐原の藤生吉太郎氏（旧御用問屋）宅へ伺い、足尾銅の輸送関係史料を調査、御用銅一件書上帳・銅蔵修復出来方帳などを借用。

十一日は、勢多郡新里村新川の善昌寺にて史料調査及び頼朝逆修塔・新田義貞等の墓地・お角櫻を視察。

十二日は、勢多郡黒保根村宿廻の深沢城址（附正円寺）の視察及び阿久沢氏関係史料を調査、続いて同村の梨木鉾泉を視察。

十三日は、勢多郡大胡町の大胡城址を視察、大胡城墟碑（大正七年建碑）を书写、続いて同町堀越の養林寺（牧野氏の菩提寺、古文書等は火災で焼失）を訪ね、同墓地を視察。

十四日は、勢多郡芳賀村五代の木福塔・大日塚及び同村端氣の善勝寺（堂塔伽藍・史料等は慶応年中の火災で焼失）を視察。

十五日は、勢多郡南橋村の大興寺・龍藏寺を視察及び史料調査した後、同郡北橋村箱田の木曾三社神社を視察。なお、今井善兵衛氏所蔵の古器物・史料は氏不在のため後日を期す。復命書は二十五日付けで提出。

○第十六回調査（大正八年十一月二十八日～二十九日、佐波郡伊勢崎町・芝根村）

第十六回目は、十一月二十八日と二十九日の二日間、佐波郡伊勢崎町と芝根村の史蹟・史料調査である。まず二十八日は、

第二回調査（大正七年十一月）で訪れた伊勢崎町相川之賀氏宅を再訪、民政史料のうち伊勢崎織物・町役人・用水関係史料等を借用。

二十九日は、県学務課長から事前に照会の芝根村芝根尋常高等小学校長遠藤宗作氏を訪ね、助役今井保一氏とともに同村沼ノ上の五料関址及び同村下茂木の皇院宮を視察。また同村上茂木の田口鉄五郎氏宅で関係史料を調査。復命書は十二月四日付けで提出。

### ○第十七回調査（大正八年十二月六日～二十日、東京市）

第十七回の東京市の史料調査は、第九回（六月）に続いて四回目となり、十二月六日から二十日までの十五日間である。調査事項は、高崎藩井伊・大河内氏の治績、沼田藩主土岐氏の治績、及び中山道・例幣使道の駅逓史料の収集である。

六日正午、東京に到着。七日・八日の両日は、東京市麹町区の伯爵井伊直忠邸（同家では史料編纂係を置き所蔵史料を整理中）にて井伊年譜・井伊家譜等を調査。

九日から十四日までの六日間は、通信博物館へ伺い樋畑主任に面会、所蔵の駅逓関係史料（中山道・例幣使道分間延絵図や宿村大概帳など）を調査した後、同館陳列室にて碓氷川渡し高札・碓氷関所門鑑（木札）を観覧。

十五日から十七日までは、東京市赤坂区の子爵大河内輝耕邸を訪問、家職浅井継世氏に面会、高崎藩関係史料（系譜家譜類・旧藩書類・歴代藩主遺書・家宝など）を調査。県史編纂に必要な高崎由緒書・御家事向大概・旧幕府御書付類など一六点を

列記するが、民政関係が少ないのは遺憾とする。

十八日は、大蔵省大臣官房秘書課へ伺い、記録掛主任高橋属に面会、駅逓関係史料（上野諸関の関門規則及び定船場・関所の高札文）を調査。

十九日は、東京府南足立郡北千住町の旧沼田藩主・子爵土岐章氏邸へ伺うが、東京市麻布区への移転準備等のため、調査は翌九年の春に行うことを依頼、二十日に帰庁。復命書は二十四日付けで提出。

### ○第十八回調査（大正九年一月二十七日～二月一日、佐波郡）

第十八回目は、大正九年一月二十七日から二月一日までの六日間、佐波郡内の史蹟・史料調査を実施している。

今回の復命書では、冒頭に調査事項と町村ごとの調査日程を示しているが、これまでの記載方法（日付け順に調査内容を記載）とやや異なり、八つの調査事項（①古墳の分布状況、②石器時代の遺物分布状況、③小学校の考古遺物保存・利用状況、④旧例幣使道の交通史料・関係史蹟、⑤著名墳墓・古碑・古城址・邸跡の現状、⑥古社寺の現状・所蔵史料、⑦八坂堰・同関係史料、⑧一般史料所蔵者）に整理し、調査状況の概要が記載されている。

これを日程順で視察・調査先を列記すれば、一月二十七日・二十八日の両日は、伊勢崎町の金蔵院古墳跡、同聚院（関重疑墓）、善心寺（小島伴左衛門墓）、伊勢崎城址、学習堂、佐波郡役所、伊勢崎町役場、相川之賀氏、細野右左二氏宅を調査。

二十九日は、佐波郡殖蓮村の赤城神社（貞治碑）、天増寺（稻

垣氏墓)、八寸の権現山古墳、関組の布目瓦、殖蓮小学校の調査。続いて三郷村安堀の富士浅間山古墳、波志江の権現山古墳を視察。

三十日は、佐波郡東村の養寿寺(国定忠次墓・碑)、長岡利喜松氏、東小学校北分教場、諏訪郁三氏宅の調査。続いて赤堀村五目牛の富士浅間山古墳・遺物、石山古墳を視察。

三十一日は、佐波郡采女村の上渕名古墳、伊与久の雷電神社古墳、館野の孝経碑、下渕名の大国神社、采女小学校の調査及び境町の中澤廣勝氏宅の調査。続いて剛志村の上武士古墳の視察。

二月一日は、佐波郡名和村の名和小学校、泉竜寺(大江宗廣墓)、森川抱次氏(県会議員)、柴町旧本陣(関根貞三郎氏)、山王堂の高橋敏太郎氏宅の調査。続いて玉村町の玉村小学校、玉村八幡宮、井田玉村町長、角淵八幡宮を調査、主な参考史料を列記した上で一部史料を借用。復命書は二月十八日付けで提出。

#### ○第十九回調査(大正九年二月二十六日～二十八日、東京市)

第十九回の東京市の調査は通算五回目となるが、二月二十六日から二十八日までのわずか三日間である。目的は、これまでの史料調査と異なり、「目下、東京市教育博物館ニ於テ開催中ナル東京府民政史料展覽会ヲ視察シ、本県史料蒐集ノ便宜上、今後此種ノ催ヲ為ス場合ノ参考ニ資セントスルニアリ」とあるように、本県で今後展覽会を開催する際の参考にしたいとする。二十六日午後、東京に到着。二十七日は東京市教育博物館で

開催中の東京府民政史料展覽会を観覧し、府下各郡市から蒐集した古文書・史誌類・古絵地図・古器物・拓本・高札類等の陳列方法及び民政史料の種類(一般行政、土地、人事、租税、土木・交通、警察・司法、備荒・衛生、宗教・教育などに分類)等を視察。

二十八日の午前中は、同博物館の係員小田内通敏氏・高橋源一郎氏(東京府嘱託員、史蹟調査・保存担当)と会談し、展覽会開催の目的(史料の保存)や史料の採訪・蒐集方法(係員の出張、郡市長に依頼)、府下における史蹟・史料の現状、東京市及び府下における史蹟の保存(府学務課内に係員二名配置)と標式方法(市内・府下五五か所に標柱・解説板を設置)等について聞き取り調査。午後は教育博物館内にて東京府理事官小栗一雄氏と文学博士黒板勝美氏の講演を拝聴し、その日の夜、帰庁。復命書は三月三日付けで提出。

#### ○第二十回調査(大正九年三月二十二日～二十七日、邑楽郡・新田郡・前橋市・群馬郡・多野郡)

飛澤勇造にとつて最後となる第二十回目の調査は、内務省の矢野内務属が「史蹟名勝天然紀念物保存法」(大正八年四月十日法律第四十四号公布、現在の文化財保護法の前身)に基づき、群馬県内の第一次指定候補地の実地調査をするため来県。これに伴って三月二十二日から二十七日までの六日間、邑楽・新田郡から前橋市、さらに群馬・多野郡に出張している。まず二十二日の午後、邑楽郡の多々良村役場にて調査の事前打ち合わせ。

二十三日の午前、国の矢野内務属が東武線中野駅に到着、多々良村役場の原書記と中野村の金井助役ら立ち会いのもと、多々良沼の「むじな藻」発生区域を調査。

二十四日は、新田郡生品村の生品神社にて氏子総代丸山氏の立ち会いのもと、社殿・境内外地の現状等を調査。

二十五日の午前、前橋市役所の石村社寺主任書記・前橋図書館山田司書の立ち会いで、天川町双子山古墳ほか周辺の古墳分布状況及び江原栄次郎宅・中川小学校の石棺等を視察。午後、群馬郡国府村にて役場吏員・住谷区長立ち会いのうえ国分寺塔跡の現状を測量調査。

二十六日は、多野郡の吉井町役場にて勝島町長と多胡碑調査の打ち合わせ後、同役場書記の案内で多胡碑の詳細調査と手拓。午後、同郡の八幡村役場を訪ねて打ち合わせ後、同村山名の山上碑の現状調査。

二十七日は午前中、同村山名の金井沢碑の現状調査。復命書は四月五日付けで提出。

ちなみに、大正九年一月の「史蹟名勝天然紀念物保存法」施行によって群馬県では翌十年九月十六日、大芝県知事より訓令甲第三十六号（群馬県史蹟名勝天然紀念物調査委員設置規程）を発し、調査委員二三名（内県職員四名、郡市・広域担当一九名）を委嘱している。この委員の中には関亀鈴・八木昌平・澁澤嘉津間・豊国義孝・高井東一・前原良太郎・山田豊蔵・相川之賀・福島博・岩澤正作・角田恵重・大凶軍之丞など、いわゆる各地域の歴史研究者として活躍した人々の名前が見える（13）。

以上、教育事務嘱託の飛澤勇造が『群馬縣史』編纂を目的に出張した全二十回に及ぶ史蹟・史料調査の概要を紹介してきたが、この復命書から明らかなどおり、その対象とする時代や範囲は、旧石器・古墳時代の遺物・遺跡から神社仏閣、古城址、石碑、江戸時代の古文書・記録類、さらには史蹟名勝天然紀念物に至るまで、多種多様であったことがわかる。

また全五回にわたる東京市の史料調査先では、維新史料編纂事務局、東京帝国大学史料編纂掛、東京帝室博物館、大蔵省大臣官房秘書課記録掛、通信博物館、東京市教育博物館などの史料保存及び編纂機関のほかに、上野旧藩の大家家（伊勢崎藩酒井氏、前橋藩松平氏、同酒井氏、高崎藩井伊氏、同大河内氏、沼田藩土岐氏）へも訪問し、史料調査を実施していた。

一方、群馬県内の郡・市町村の調査についてみると、やや精粗はあるものの、県の東部では邑楽・新田・山田郡、北部では利根・吾妻郡、西部では碓氷・多野郡、中部では勢多・群馬・佐波郡のほぼ県下全域にわたっている。しかも、その具体的な調査方法については、各郡役所の郡視学又は町村役場の首長・吏員、小中学校の校長・訓導らの案内や協力を得て、各史蹟の視察や史料所蔵者宅を訪れて精力的に現地調査を行い、とりわけ歴史に必要な史料は現地目録を採り、謄写を依頼したり一部借用していたこともうかがえる。

一事例として、県の内務部学務課が大正八年（一九一九）六月、利根郡片品村の星野家（先祖は旧戸倉関番）より関所関係史料を借覧した際の事務手続は、【史料9】に示したように、まず内務部が利根郡長へ史料借覧を通達すると、それを受けて利

根郡長が片品村長へ回達し、さらに片品村長代理が松浦家へ史料の送付を依頼している(14)。そして、その史料が県へ送付されてくると、県からの借用証が片品村長を経由して松浦家へ送付されたのである。

### 【史料9】

第三四四八号

大正八年六月十八日

利根郡長

片品村長殿

史料借覧ノ件通達

貴部内在住左記諸氏所持ノ史料、県史編纂ノ上、参考資料トシテ借覧致度趣ヲ以テ、本県ヨリ申越候条、来ル七月二十日迄ニ提出方法取計相成度、若正本提出難致場合モ有之候ハ、臆本提出候様御配意相成度

追而史料(正本)到着ノ上ハ、直ニ借用証書送付可致候也  
記

一、御関所往来法

所蔵者 大字戸倉

一、御関所手形

松浦 治作

右之通り通達候間、本月中ニ右二品、当役場迄御送送相成度、此段申入候也

片品村長代理

大正八年六月二十三日

星野 真平

松浦 治作 殿

このように縣史編纂に先だつ史料所在調査は、まさに本県が独自に実施した本格的な民政史料の現地調査の始まりであり、大きな意義があるように思われるのである。

### 六、『上毛及上毛人』にみる縣史編纂の動向

『群馬縣史』の編纂は大正七年(一九一八)に始まった県の一大修史事業であるが、これよりも五年前の大正二年八月、大胡町の長善寺元住職で郷土史家の豊国覺堂(義孝、慶応元年(昭和二十九年)が上毛郷土史研究会を結成し、翌三年四月に本県初の郷土研究雑誌として創刊したのが『上毛及上毛人』である(15)。以後、大正四年に一時休止したものの翌年には復刊し、昭和十七年(一九四二)一月の廃刊に至るまで通巻三〇〇号を刊行したことは周知のとおりである。

この機関誌では郷土史の論考のみならず、新聞記事抄録、時事論説、地域の動向なども掲載し、いわゆる地域の歴史資料情報誌としての性格も有しているのが大きな特徴である。その中で『群馬縣史』編纂事業の動向や進捗状況にも大きな関心を寄せて、幾つかの論説や動向等が同誌第三一号から第一一四号にかけて断続的ではあるが掲載されている。以下、その記事を基に縣史編纂の経過や当時の状況などを時系列でたどってみることにしたい。ただ、その本文の記述の中には事実関係の上で若干の誤謬も散見することを予めお断りしておく。

さて『上毛及上毛人』誌上で縣史に関する動向が掲載されたのは、第三一号(大正八年六月刊)の「県誌編纂 調査大半進

抄す、明年度より着手」(無署名) という記事が初見であろう。執筆者は豊国覺堂と思われるが、その内容を要約すると、縣史編纂は飛澤属が編纂主任となり、昨年(大正七年)七月以来、資料の蒐集に着手。目下引き続き蒐集中であるが、すでに本県に関する名所・歴史は下調査を終了。社寺等由緒の調査も各郡より調査書類が纏まり、新田・邑楽郡の実地調査は終了。また本県各方面の事業に対する功労者の伝記や工業界の主要な大工場・会社の沿革等も調査を進行中であるが、藩制当時の資料は飛澤主任が大正八年六月下旬に上京。国の記録課や旧前橋藩主酒井・松平家の日記等を調査し、大正九年三月までに調査・蒐集を終え、大正九年度から編纂に着手とある。すなわち、編纂事業がスタートしてほぼ一年が経過した頃の史料の調査状況と今後の見通しを紹介している。なお、大正八年六月の飛澤の上京とは、前掲復命書の第九回史料調査のことを指す。

続いて第五五号(大正一〇年一〇月刊)の豊国覺堂「群馬県史の編纂に就て」によれば、縣史は大正七年中の中川知事時代に着手。飛澤囑託が徳川時代の民政を主に調査し、後任の戸田桑治郎氏が専ら太古時代よりの実地踏査を進め、二か年余を経た今日、ほぼ参考材料を蒐集し、いよいよ編述に着手することになり、早稲田大学教授・文学博士の堀田璋左右氏に編纂を囑託することが内定したとあり、蒐集した史料を基にこれから堀田が中心となって執筆活動が本格化する旨を伝えている。

また覺堂はこの中で、縣史編纂の意義について「県史編纂は決して県当事者のみの仕事でなく、県民の均しく負担すべき最も大切な事業である。すなわち、過去に対しては我等の祖先先

人に尽くすべき義務であり、将来に向かつては我等の子孫後進を誘導すべき一大責任を負荷するものである。よって、この際その地方地方の史実など県史上に掲記すべき資料は精彩なる注意を払い、疑わしき点は訂し、顕れざる者はこれを彰し、進んで当事者を援助し、成功せる一大県史たらしめざるべからず。県民の注意を喚起せんと欲す。」と述べており、この事業に対し県民の大きな期待と関心を喚起しようとしたことがうかがえる。

さらに第五七号(大正一一年一月刊)の「群馬県史愈編纂に着手 編纂主任は堀田文学博士」という記事では、県史編纂は二か年以内の完成をめざし、内容は上下二巻の各一千頁前後の予定。執筆者は藩政以前と藩政時代を堀田氏が担当、廃藩置県以後は庁内各課で主管事務に関する資料を調査・蒐集することにしたとあり、いわゆる明治以降の県行政の部分は県庁内の各課吏員が調査を担当することになったことがわかる。

以後、『上毛及上毛人』第五九号(大正一一年三月刊)から第七八号(大正一二年一〇月刊)において、編纂主任飛澤勇造の後任戸田桑治郎による調査活動を中心に内務省調査会考查官黒板勝美博士らとの上野三碑測量調査(大正十一年二月二十日)、縣史執筆監修者・文学博士堀田璋左右との世良田村長樂寺古文書調査(同三月十日)、豊国覺堂との新田男爵秘蔵「正木文書」調査(同四月十日)、堀田璋左右との伊香保町・白郷井村内の調査(同六月二十七日)、吾妻郡誌編纂八木昌平との吾妻郡内史料調査(大正十二年八月二十七日)などの記事が散見される。さらに戸田は、同誌第六一・六九号で縣史蒐集の図書資料目録(各時代・分野別)を掲載し(表2参照)、広く県民に史料情報の提

表2 『群馬縣史』蒐集図書・資料の時代別一覧

時代・分野	主な蒐集資料名	書誌数	数量
通史	上野国志、上野名跡志、上野名跡考、上毛志料集成、上野略志、県町村誌、史誌関係書類、上野国全図等	34	350
上古史	日本書紀、続日本紀、類聚国史、本朝世紀、群馬年表、上野歌枕、郡名異同一覧、上毛及上毛人等	18	59
平安朝	日本後紀、続日本後紀、三代実録、文徳実録、姓氏録、延喜式、将門記、上野国郡郷考、令義解等	18	137
鎌倉時代	新田氏郷土史論、新田徳川世良田三家考、吾妻鑑、長楽寺系図、義重山風土記、上毛古文書綴等	17	42
南北朝時代	新田氏研究、新田族譜、三家考、児島高德、桐生系図、宮下正伝記、新田記、新田氏勤王事蹟一斑等	17	17
足利時代史	和田記、館林記、館林盛衰記、新田老談記、箕輪惣社落城記、長尾日記、加沢記、長楽寺日記等	40	102
安土桃山時代	安中記、大谷休泊功績録、真田記、上杉略譜、藤岡城沿革、惣社勝山・蒼海城図、平井城略図等	21	25
徳川時代	浅間大変記、上野旧領旧高調、上野旧領地図、上野郡郷石高附、文化・文政度御触書、諸藩領地々図等	59	121
明治時代	上野地誌提要、県治一斑、群馬縣史、熊谷県沿革概略及一覧表、巡行日記、入間県地図、武蔵国絵図等	29	89
地方誌	邑楽郡誌、多野郡誌、桐生郷土誌、高崎市郷土誌、伊勢崎町案内、新田郡案内、群馬県案内等	34	37

(『上毛及上毛人』第61・69号所収「縣史資料」(一)(二)より抽出・作成)

供を呼びかけ、第七三・七四号では帝室博物館保管の本県古墳其他発掘品一覧(県内各郡別)を掲載するなど、大正十年から十二年にかけて主に徳川時代以前を中心に精力的な史料調査・蒐集活動を行っていたことをうかがわせる。また第六四号(大正一年八月刊)では、編纂史料のうち県制以前のものは戸田がほぼ蒐集を終えつつあるので、今後は県治以後の史料を蒐集するため、県庁内の官房及び各課の吏員二名ずつを調査員に任命し、三か月間で調査を終了する予定とも記している。

このように縣史編纂事業は、大正七年七月から十二年八月頃まで主に編纂主任の飛澤勇造と後任の戸田桑治郎らが史料の現地調査・蒐集活動を進める一方で、大正十年十月頃からは新たに委嘱された堀田璋左右が中心となって編纂・執筆の準備に入った様子がわかる。ところが、同誌第七八号掲載の「本縣史原稿及資料の焼失 誠に残念千萬の事をした」という記事によれば、ここ兩年三年来戸田が史料蒐集に努め、また堀田も自ら執筆にあたった結果、ついにその大半を脱稿し、今秋には予約募集と印刷に着手する予定で、その原稿と史料は横浜にある堀田の寓所に保管されていた。しかし、大正十二年九月一日の関東大震災でその全てを焼失してしまったことを報じている。

この大災難に対して上毛郷土史研究会は早速、大正十二年十月二十八日群馬郡総社町の光厳寺で開催した秋季例会において「群馬縣史編纂継続の件」等を満場一致で決議し、山岡国利県知事及び森川抱次県会議長あてに建議書を提出したことを同誌第八〇号(大正十二年一二月刊)に掲載している。その決議文は次のとおりである。



## 【史料10】

### 第一 群馬縣史編纂の件

群馬縣史の編纂は神山知事以来の宿題にて数代の知事と数年の歲月とを費して漸く將に脱稿せんとするに際し、先頃不慮の大變災の爲め其原稿並に資料とも全然烏有に歸したるも右は速かに編纂を継続し、県民の囑望しつゝある当初の目的を貫徹すべく、先以て県知事に建議書を呈出し、他にも適當の方法を講ずる事

右の決議に基づき「群馬縣史ノ編纂ヲ速ニ完成セラレ度ニ付建議」と題する建議書を作成し、上毛考古会及び上毛郷土史研究会の會員一三八五名の有志惣代が連名して山岡知事へ提出したのである。なお、有志惣代の中には相川之賀・原田龍雄・豊国義孝・岩澤正作・八木昌平・堀口薫治・飛澤勇造・岡部福蔵・小野善兵衛・角田恵重・山田豊蔵・佐藤錠太郎ら、後に郷土史家として活躍する錚々たる人物の名前が見える。

このような県民からの強い要望に依りて、県当局は大正十三年四月から新たに縣史編纂を群馬県教育会に委託し、改めて県費から四〇〇〇円程を補助して事業の継続を決定した。そして執筆は堀田璋左右に加え、新たに大正十四年五月から八木昌平（県立館林高等女学校校長兼教諭）が明治以降を担当することになり、その結果、大正十五年にはほぼ原稿が出来上がり、いよいよ印刷の運びとなったのである。

なお、これまでの縣史編纂事業の経過について『上毛及上毛人』第一一四号（大正一五年一〇月刊）では次の記事を掲載し、

簡潔にまとめている。

## 【史料11】

### 『群馬縣史』漸く脱稿

大正七年中川知事が着手した「群馬縣史」は、最初は飛澤勇造氏、後には戸田桑治郎氏専ら資料の調査蒐集に任じ、斯学の先輩堀田文学士其の編纂に当り、大正十二年秋には殆ど脱稿に近きまで進捗したる折柄、大震火災の爲め原稿は勿論、堀田氏の手許にありたる材料一切は挙げて灰燼となりたるを以て、縣としては右にて打切りと爲し、翌十三年四月より縣教育会の事業として再び堀田氏の筆勞を煩はすこととなり、たまたま閑地に就きたる八木昌平氏に資料の蒐集を囑託し、協力して編纂の事に当られたる結果、今回漸く大躰の起草を終りたる由なり、堀田氏には近く來縣して教育会の幹部諸氏とも打合せを爲し、愈々印刷に付する段取となりたるが、右縣史は菊版にて約二千頁に達すべき大著述なりと。（読点は筆者）

こうして大正七年から着手した県の一大修史事業は、関東大震災で一時中断したものの、大正十三年四月に群馬縣教育会の事業として再開し、二年半余の歲月を経て昭和二年（一九二七）『群馬縣史』全四巻を完結して終了したのである。編纂期間は足かけ約十年を要したことになる。ただ再開後わずかな期間で刊行することになったため、当初の計画を大幅に変更せざるを得なかった。このため教化編として収載予定であった史蹟・名

勝・社寺・産業・風俗・災異・篤行等の項目については他日の機会を俟つとしており、自他ともに決して満足できるものではなかったことは否めない(16)。

この点について豊国覺堂も刊行から五年後、『上毛及上毛人』第一八七号(昭和七年一月刊)の中で、『群馬縣史』前編編纂の要を感ず」と題する論説を発表し、一定の評価を与えつつも内容的に先史時代はもちろん原始時代が全く欠如しているほか、近世の分野でも神社史や寺院史の記述がないことから、今後、これら事項を補足しない限り本縣史は未だ不具と称せざるを得ない。よって、県教育会の一大奮発にて近い将来、我が縣史が完成することを切に期待する、と述べて縣史編纂事業を総括している。

### 結びにかえて

以上述べてきたように『群馬縣史』の編纂は当初、三宅源之助県知事の下、大正四年(一九一五)十一月の通常県会で大正天皇即位大典記念事業として発議されて、一旦は否決されたものの、同七年から改めて着手された本県初の一大修史事業である。これによって同年十月頃から編纂主任の飛澤勇造が中心となり、県内外にわたって本格的な現地の実地踏査及び史料蒐集が実施されることになったのである。その詳細については、前掲「史蹟史料調査復命書綴」の記述からも明らかなように、単に古文書等の文献史料のみに止まらず、古社寺由緒から史蹟名勝天然記念物まで幅広く対象としていたことがわかる。

さらに飛澤勇造が大正九年四月で転任すると、後任に戸田桑治郎が着任するが、その調査活動については、断片的であるが前掲の『上毛及上毛人』第五五号から第一一四号の中の戸田自身の縣史編纂に関する動向記事等によって知ることができる。

このような飛田・戸田両氏の精力的な史料調査・蒐集活動の一方で、編纂執筆を委嘱された文学博士堀田璋左右自らもたびたび来県して現地調査等を実施した結果、大正十二年八月頃までにはほぼ原稿や資料が出そろい、いよいよ印刷に入ろうとしていた矢先に、同年九月一日の関東大震災火災でそれら全てが灰燼と化してしまったわけである。このため編纂事業は一時中断せざるを得なかったが、上毛考古会及び上毛郷土史研究会の會員有志らの事業継続の熱い要望に応えて、大正十三年四月新たに群馬縣教育会に委託して事業が再開されることとなり、改めて堀田璋左右と新たに委嘱された八木昌平が中心となって急ぎ調査・編纂執筆を進めて刊行したのが昭和二年刊の群馬縣教育会編『群馬縣史』全四巻である。

以上のような紆余曲折を経て刊行した『群馬縣史』であったことから、確かに本県の通史としては内容的にも決して満足できるものではなく、様々な批判があることも事実である。また飛澤と戸田が約五年間かけて実施した史料の現地調査や蒐集活動の成果が震災後どのくらい残存していたのか、且つそれが縣史の記述の中でどの程度活かされ反映されているのかも詳らかではない。この点は今後検証すべき一つの課題であろう。

ただ飛澤らの調査は、明治十八年(一八八五)に国の太政官修史館が実施した「関東六県古文書採訪」(主に江戸時代以前の

古文書・系図・記録類が調査対象)に次ぐ本格的なものであるが、本県が独自に行った地域史料の所在調査としては最初のものとして位置付けることができる。しかも、その対象範囲は上野諸藩の藩政史料や民政史料及び明治期以降の県庁文書、さらには古墳発掘品や遺物、著名古社寺、史蹟名勝天然記念物など幅広い分野にわたっており、いわゆるその後の文化財の総合調査の端緒となったという点は特筆すべきことであり、高く評価してよいのではないだろうか。さらに、その調査活動や蒐集史料リスト等が郷土研究誌『上毛及上毛人』誌上で広く県民に公開されていたことは、史料を記録化して後世に継承するという観点からもその意義は大きく、決して看過すべきではないように思われるのである。

## 【注】

- (1) 拙稿「(史料紹介) 明治十八年の関東六県古文書探訪記録―群馬県を中心として―」(文書館研究紀要『双文』二二二号、平成十七年三月)  
拙稿「(史料紹介) 明治十八年群馬県旧編輯係の史誌事務引継一件」PDF版(同右『双文』三二二号、平成二十六年三月)  
拙稿「群馬県における明治前期の史誌編輯事務―庶務課編輯掛「事務章程」と「考績録」の紹介―」PDF版(同右『双文』三二二号、平成二十七年三月)
- (2) 拙稿「群馬県における史誌編纂事業とその変遷」(同右『双文』二四号、平成十九年三月)
- (3) 『群馬縣議會史』第三卷(群馬縣議會、昭和二十九年八月) 六二五頁)
- (4) 『群馬縣議會史』第三卷(群馬縣議會、昭和二十九年八月) 六七四頁)
- (5) 『群馬縣史』第一卷(群馬縣教育会、昭和二年九月)
- (6) 文書館蔵「大正八年 中川・大芝知事事務引継書 知事官房」(大985)
- (7) 『群馬県教育史』別巻・人物編(群馬県教育委員会、昭和五十六年三月) 三六六頁
- (8) 文書館蔵「大正十年 中等学校服務復命・恩給・叙位叙勲・御真影勅語 内務部学務課」(大1022)
- (9) 文書館蔵「大正七年 史蹟史料調査復命書綴 内務部学務課」(大1144)
- (10) 丑木幸男編『上野国郷帳集成』(群馬県文化事業振興会、平成四年三月) 三九三頁
- (11) 文書館蔵「大正八年 名勝旧跡 県史(古社寺及著名社寺由緒調査) 内務部学務課」(議93733)
- (12) 文書館蔵「松平氏再築前橋城図」(議83)
- (13) 復刻版『上毛及上毛人(大正十一年)』第五七号(上毛新聞社、昭和五年九月) 所収「調査委員の任命と囑託」及び『群馬文化』第七四号(昭和三九年八月刊) 所収の大図軍之丞「本県の郷土史研究とその人々」を参照
- (14) 文書館蔵マイクロ収集「利根郡片品村 松浦家文書」(F P0202 No.099-2)
- (15) 復刻版『上毛及上毛人』大正三年〜昭和一七年、合本全

二七冊（上毛新聞社、昭和五二年九月）なお、豊国覺堂の履歴等は『群馬文化』第五〇号（昭和三六年二月刊）に丸山知良編「豊国義孝先生年譜」と大冨軍之丞の追憶文「豊国覺堂を偲んで」が収録されている。

〔16〕大冨軍之丞「本県の郷土史研究とその人々」（『群馬文化』第七四号、昭和三九年八月刊）は、明治から昭和戦前期に活躍した郷土史研究者とその史料保存活動や史誌編纂等について回顧しているが、その中で豊国義孝の『上毛及上毛人』を高く評価する一方で、『群馬縣史』全四巻については「この内、第四巻は災禍後の大正十四年、新たに委嘱を受けた八木昌平さんが中心となって編集されたので、これは格別として、他の第一、二、三巻は何れも郷土史的のものでなく、日本歴史的のもので、各地方郷土との結びつき、県民との親しみに乏しくまことに物足りない」と述べ、やむを得ない事情は重々認識しつつも批判的に捉え、さらに「我々は郷土と結びついた、県民の親しめる県史、むしろ県誌が欲しいのであって、群馬県議会史に引きつづいて群馬県誌編集の声もあつたが、そのままにあることは甚だ残念である」とも述べている。

#### 【附記】

本稿で紹介した県立文書館蔵「史蹟史料調査復命書綴」の所在については、当文書館公文書係の瀧沢典枝氏のご教示によるものである。末尾ながら記して衷心より謝意を申し上げます。

執筆者紹介

鈴木一哉 (すずき かずや)

補佐兼古文書係長

岡田昭二 (おかだ しょうじ)

総務普及係嘱託

題字 岡庭征人書

---

双 文 第 3 4 号

平成 3 0 年 3 月 3 1 日 発行

編集・発行 群馬県立文書館

前橋市文京町3-27-26 (〒371-0801) / 電話027(221)2346

---